

米国における法人による社会的 寄与の法的地位

——英米チャリティ法研究（2）——

富澤輝男

目次

- I はしがき
- II 法人による公益的寄与の法的地位
 - 1. 商業的寄与に関する判例
 - 2. 1932年以前の公益的寄与に関する判例
 - 3. 1932年以後の公益的寄与に関する判例
 - 4. 連邦所得税に関する判例
 - 5. Rate-Making に関する判例
 - 6. 地域社会への寄与に関する判例
- III 法人による政治的寄与の法的地位
 - 1. 財務省規則による規制
 - 2. 連邦の禁止制定法
- IV 法人による社会的寄与の制定法上の取扱い
 - 1. MBCAと各州の権限付与法
 - 2. MBCA修正の問題点
 - 3. 制定法上の措置についての若干の問題
- V むすび

I はしがき

本稿は、先に公にしたところの米国法人博愛事業の法的考察というよりもむしろ、その歴史的展開と社会的実態の把握に主眼を置いた「米国における法人

博愛事業(一)・(二)未完—英米チャリティ法研究(1)—」(国学院大学大学院紀要第10輯, 国学院法政論叢第1輯所収)の中の「米国における法人博愛事業の法的地位」に関する考察を補完する意図をもつとともに, 問題の対象範囲をいま少し拡大して, 法人の社会的領域における活動すなわち法人の社会参加を, 主に法人寄与(corporate contribution)の法的地位という側面から考察しようとするものである。

政治・経済社会の発展を契機として, 法人とくに営利法人は本来の営利事業の遂行だけでなく, 一般共同社会において多種多様な社会活動を行なうようになってきている。それは, 法人の社会的責任(corporate social responsibility)として大衆からも支持・承認されつつあるといえる。しかし, 反面, 法人の社会参加すなわち法人の社会的寄与(social contribution)について, 法人法の問題として, そのような寄与が法人の権限からみて有効であるかどうか, 換言すれば, 法人は社会的寄与をなす権限を授与されているかどうか, が法的レベルにおいて問題とされるに至っている。そこで, 本稿では, 主としてBlumberg教授の“Corporate Responsibility and the Social Crisis”に依拠しつつ¹⁾, まず, 法人の公益的寄与(charitable contribution)および政治的寄与(political contribution)とされてきたものが裁判所によってどのように処理されてきているかをたどり, つぎに, それらの法人による社会的寄与が制定法上どのような取扱いを受けているかを考察してみたいと考えている。そして, 最後に, 法人の社会的寄与とされているもののうちで, チャリティ法の領域に入る真の公益的寄与といえるものは何かを吟味し, かつチャリティ法における法人の公益的寄与のあり方を追究することが本稿の究極目的である。

注 1) Phillip I. Blumberg, “Corporate Responsibility and the Social Crisis,” Boston University Law Review, vol. 50, 1970. なお, 本稿ではこのほか, F. E. Andrews, Corporation Giving, 1952; R. Garrett, “Corporate Donation,” Business Lawyer, vol. 22, 1967; M. R. Fremont-Smith, Philanthropy and the Business Corporation, 1972において引用されている判例を使用した。その意味でも, 本稿はこれらの文献に負うところが多い。

II 法人による公益的寄与の法的地位

社会的領域へ基金をつぎ込む法人の社会的寄与には直接の営利追求目的がないので、そのような法人の権限についての法的基盤となるべき法的支持は、公益的寄与に包含される判例や労使関係にかかわる非契約的支出 (non-contractual expenditure) を含む判例の中にある程度見出される。

公益的寄与をなすための法人の権限について基本定款による明示的な権限授与 (express charter authorization) がなかったため、アメリカの判例法はいくつかの発展段階を示している。初期の判決は、公益的寄与を実際には利他的なものではなく、法人に対して合理的に直接の財政上の利益 (reasonably direct financial benefit) を生じさせることを意図するものであるとみなしており、公益的寄与を行なうためには、それが法人の基本定款に含まれる権限に付随するものであることが証明されなければならないとしていた。けれども、法人の役割に対する大衆の姿勢の変遷にともなって、裁判所の基準は緩和され、その結果、合理的な直接利益 (reasonably direct benefit) という要件も弱められこそすれ、とくに要求されることはなくなってきた¹⁾。それとともに、若干の州は、公益的寄与をなす法人の権限を確認する権限付与法 (enabling statute) を制定しはじめた。さらに、1936年に内国歳入法典 (Internal Revenue Code—以下 I. R. C. と略称する—) は、法人の公益的、科学的および教育的寄与の控除可能性 (deductibility) を法人の課税所得 (corporate taxable income) の5パーセントに引き上げるように修正された²⁾。

このような法人の博愛活動 (corporate philanthropic activity) の大衆や立法機関による受容の拡大という背景を考慮して、1953年にニュージャージー州の最高裁判所は、A. P. Smith Manufacturing Co. v. Barlow [13 N.J. 145, 98 A. 2d 581, appeal dismissed, 346 U.S. 861 (1953)] において、いわゆる利益基準 (benefit test) への依存をやめて、高等教育に対するビジネスの社会的責任 (business's responsibility) をある程度当てにしているプリンストン大学への1,500ドルの法人寄贈 (corporate donation) を是認した。

その後、法人に公益的寄与の権限を与える制定法の採用が広く普及していったので、その問題にかかわる訴訟はしばらくの間すっかり影をひそめてしまった。1917年のテキサス州による最初の制定法の採用以来、法人の博愛的寄与 (philanthropic contribution) に対して制定法により明示的に権限を与える州の数は、1928年には5州、1938年には9州、1948年には15州、1956年には41州、そして1969年には48州と飛躍的に増加してきている。しかしながら、社会的領域における法人活動の増大にともなって、それに関する訴訟は再び多発する可能性がでてきている³⁾。

以下では、法人の公益的寄与に関するものとされてきた判例の推移を見て行くことにする。

1. 商業的寄与に関する判例

法人寄与の有効性にとっての伝統的な課題は権限踰越の法理 (doctrine of ultra vires) であったし、しかも法人の公益的寄与に関するものとされてきた判例は、博愛的関係というよりはむしろ権限踰越の問題を含む商業的關係の判例の背景を考慮してのみ理解されうるものである。

初期の判例においては、裁判所は、法人の事業内容を明記している基本定款の条項の文理解釈 (literal reading) という見地から商業活動を審理していた。法人の目的は何か、法人はどのような事業のために組織化されたのか、あるいは、法人はある特定の支出をなす権限をその基本定款および制定法のもとで有しているのか、という問題についても裁判所はそのような立場から厳格な解釈をなしていた。

ちなみに、1881年には、マサチューセッツ州の最高裁判所は、Davis v. Old Colony Railroad Co. [131 Mass. 258 (1881)] において、その鉄道会社の系列に属するミュージック・フェスティバルの費用を鉄道会社および音楽器械会社が保証 (guarantee) した契約は、ミュージック・フェスティバルは当法人が組織化された目的に包含されないという理由から権限踰越であると判決した。裁判所は、「鉄道会社が〔ミュージック・フェスティバルによる〕鉄道の乗客の増加から得るかもしれない想像上の利益 (supposed benefit)」に言及したけれども、

やはり、厳格に解釈されるべき限定された目的および権限とともに法人は設立認可されている、という間もなく捨て去られようとしている概念に依拠していた。したがって、裁判所は、その鉄道会社および音楽器械会社にとってミュージック・フェステバルはそれらの会社の事業のために有益だったかもしれないが、それらの会社にはそのミュージック・フェステバルに関与する権限は付与されていなかったと判断した。他の多くの裁判所も1887から1915年までの間に本質的に同じような判決をなしていた⁴⁾。厳格解釈という見地のもとでは、法人利益は関係なしとされた。つまり、法人が厳格に解釈されるべき基本定款によってそのような寄与につき権限が付与されていないときは、その寄与がたとえ法人に利益をもたらすものであっても、権限踰越であるとされてしまっていたのである。

19世紀後半の10年間に、アメリカの諸州が法人を自由化する制定法 (liberalized corporation statutes) を制定したのにもなって、法人の基本定款を限定的に解釈する厳格解釈は不適切なものとなってきた。そこで、裁判所は、従来の権限踰越の法理に依存する立場から、「利益」の法理 (doctrine of "benefit") を根拠とするように転じていったのである。その結果、法人寄与が法人の総収益 (revenues) を増大させる手段としてなされたものであるという事業上の理由を反映している場合、ならびに、法人のために結果として生じる利益が合理的に「直接的」である場合には、たとえ形式上その法人寄与に寄贈が含まれていても、その法人活動は基本定款によって権限付与された事業行為 (conduct of the business) の付帯事項 (incident) として是認されるようになってきた⁵⁾。

かくて、裁判所は、①軍人の親睦会 (military reunion) あるいは博覧会 (exposition) を援助するためのホテル会社による寄与⁶⁾、②鉄道会社の事業拡張の手段として役立つような工場または他の設備 (installation) を地域へ誘致するための鉄道会社による寄与⁷⁾、③取引 (traffic) の拡張もしくは土地の価値の引き上げの手段としての法人の店舗ないしは建物の近隣区域に建築物を誘致するための寄与または出資 (subscription)⁸⁾、④路線客 (street railway customer) の費用を肩代りする電気公益事業体 (electric utility) による支払 (payment)⁹⁾、

⑤土地会社 (land company) 所有の土地に近づく手段をもたらず橋の費用を支払うための土地会社による寄贈¹⁰⁾、⑥サービスの改善を得るため、またはその会社の資産上に鉄道会社の軌道の拡張を勧誘するための鉄道会社への土地会社による支払¹¹⁾、および⑦土地会社が保有し続けている土地の価値を引き上げるような公共または商業上の諸設備を誘致するための土地会社による土地の寄贈¹²⁾、を是認した¹³⁾。

商業的寄与に関する判例において、裁判所は、何らかの結果として生じる「財政上の利益」の証明 (demonstration) を通じて、法人が寄贈と法人事業との間に「直接的」または「近似的」(“proximate”) な関係を設定できるかどうか、という見地から如上のような結論を導いていた。いわゆる公益的寄与の判例は、この商業的寄与を肯定する判例の積み重ねを背景として生起してきたものである。つまり、法人利益となるかぎり、法人のなす商業的寄与が法人の権限内のものとみなされるに至って、法人は法人自体にのみ利益をもたらす商業的寄与から一步踏み出して、自らの事業に合理的に関係のある公益的な寄与をなすようになってきたのであり、換言すれば、裁判所による商業的寄与の是認が法人の公益的寄与出現の直接的な契機となったのである¹⁴⁾。

2. 1932年以前の公益的寄与に関する判例

注目されるべき事実は、1924年までにいわゆる公益的寄与に関する判決として報告されてきたアメリカの判例は公益的寄与を全く含んでおらず、代わりに、それは法人の従業員関係にかかわる寄与であったことである¹⁵⁾。これらの判決は、公益的または教育的施設のための博愛的稚量 (philanthropic generosity) の行為を含んでおらず、法人の労使関係の計画 (labor relations programs) の遂行に関するビジネス上の判断 (business judgments) を含んでいた。たとえあったとしても、博愛的見地は二次的なものとして取り扱われ、しかも法人活動の内容たる法人寄贈が法人とその従業員の関係を考慮したものであるにもかかわらず、その支出は有効であると判決されていた。裁判所は、ここでも寄贈者たる法人の利益という見地から前述の商業的寄与の判例中のことばを用いて判決をなしていた。

(1) 従業員の利益となる寄与に関する判例

古い判例は、従業員救済基金 (employee relief funds) の創設および財政管理のための法人支出を法人の黙示上の権限の付随的行使として是認していた¹⁶⁾。また、結核の従業員用の病院を設立するための不動産購入の支出は、扶助料 (pension), 疾病手当 (sick benefits) およびバケーションの支出とともに是認された (people ex rel. Metropolitan Life Ins. Co. v. Hotchkiss, 136 App. Div. 150, 153, 120 N. Y. S. 649, 651 (1909))。それというのも、それらの支出がおそらく禁止されていたチャリティを意味せず、「十分かつ効果的な労務を得る」 (“get competent and effective service”) ための方策に関するビジネス上の判断の一部であったからであった。同様に、法人による療養所の建設、ならびに「新しい隔離された地域社会」 (“a new and isolated community”) と評されたアストリアやクィーンズへの工場の再配置 (plant relocation) に随伴する教会、学校、無料図書館 (free library) および無料大浴場 (free baths) のための寄与は、それらの活動が「道徳的見地とは別の見地からの法人の資源 (resources) への実質的寄与」たる有益な労使関係の創設にかかわっていると理由から是認された (Steinway v. Steinway & Sons, 17 Misc. 43, 47—48, 40 N. Y. S. 718, 719 (Sup. Ct. 1896))。しかしながら、それとは対照的に、1万人を収容する会社地区 (company town) の建設と発展のための寄与は、1898年にイリノイ州最高裁判所によって権限踰越であると判決された (People ex rel. Moloney v. Pullman's Palace Car Co., 175 Ill. 125, 51 N. E. 664 (1898))。だが、その事件の30年後、ミズリー州最高裁判所が新たな隔離された地域社会の創設のための大規模法人による計画を支持するに際して争いはなかった (State ex inf. Gentry v. Long-Bell Lumber Co., 321 Mo. 461, 12 S. W. 2d 64 (1928))。

現在または以前の従業員のための支出は、賞与・扶助料・死亡保険金 (death benefits) というような形態の如何にかかわらず、より効果的な労務を助長することに加えて、従業員を募集し、かつ雇傭し続けておくというビジネスの問題に合理的に関係しているとみなされ、そしてたいいは是認されてきている¹⁷⁾。それらの支払は法人に契約上の義務がないという意味で根拠のないものであ

たにもかかわらず、その経営者側の決断は、全体的な雇傭パターンを考へてのこととして裁判所によつて是認されたのであつた。このように、ここまでは、裁判所はまともに法人の博愛的あるいは社会的責任について決断を下すというやうな新しい場面には直面しなかつた。

(2) 従業員雇傭と教育の援助に関する判例

Armstrong Cork Co. v. H. A. Meldrum Co. [285 F. 58 (W. D. N. Y. 1922)] において、連邦地方裁判所は、外観上、将来訓練された人員がそこから供給されることが予想されるので、法人による教育施設への寄与は寄贈者にとつても利益が見出されるとしてその有効性を是認した。その判例は、当該法人が営業しているバッファローにおける最初のビジネス・スクールたるバッファロー大学およびカンサス・カレッジへの援助のための債務者である当法人による出資金の衡平法上の財産管理 (equity receivership) についての有効性の問題を含んでいた。裁判所は、特殊技能をもつ従業員の養成は法人にとって将来にわたつて有用性があるとして、その寄与は法人に「直接利益」をもたらすものと判断した。その際に裁判所は、その寄与が成功した場合の「有利な広告(advertising)」という利点と失敗した場合の法人の「威信の喪失」("loss of prestige") という欠点を対比していた。債権者および株主からの異議がなかつたことから、裁判所は、その法人の出資の有効性を是認し、かつ類似事実についての2年前のイギリスの判決 (*Evans v. Brunner, Mond & Co.*, [1921] 1 Ch. 359 (1920)) に依拠しているその主張を許容した。それに対して、この時期の別の判例すなわち *Worthington v. Worthington* [100 App. Div. 332, 91 N. Y. S. 443 (1905)] において、法人による教育施設への寄与が否定されてしまった。しかしながら、この判決は、コロンビア大学に対する法人の社長による個人的な出資の言質 (pledge) は、法人資金 (corporate fund) から弁済されてはならないというものにすぎなかつた。

Armstrong Cork 事件は、その支出の動機づけ (motivation) が根本的に博愛的のよりに見られるその時期唯一の判決であると考えられるけれども、付随事項たる労使関係の見地が世に言う利己主義の立場から誇張されており、法人博

愛事業という本来の目的を隠蔽してしまっていた。

労使関係を含まない公益的寄与の判例は、聖職者 (ministers) にフリー・パスを与えるという制定法によって認可されていたアメリカ中西部の鉄道会社の慣行 (practice) が、会社の利益もしくは私利に論及せずにチャリティという目的のための法人活動 (法人チャリティ) を承認していたネブラスカ州最高裁判所によって是認された時、すなわち1924年に初めて生じたのであった (State ex rel. Sorenson v. Chicago, B. & Q. R. R., 112 Neb. 248, 199 N. W. 534 (1924))。加えて、その裁判所が、大衆ではなくて株主がその究極的責務 (ultimate burden) を負うであろうことを示しつつも、そのような慣行は運賃増額の何らかの根拠となるかもしれないという疑念を表明したことが注目されるべきである。

(3) イギリスの判例

イギリスにおける画期的な判例は、1883年に判決された *Hutton v. West Cork Railway Co.* [23 Ch. D. 654 (C. A. 1883)] である。*Hutton* 事件において、株主の大多数によって承認された清算法人 (liquidating corporation) の取締役および役員への約14万ポンドという純清算収益 (net liquidation proceeds) のうちの約2パーセント未満に当たる2,550ポンドの慰労金 (gratuity) の支払について、裁判所は、その慰労金は「会社利益のための会社事業遂行の合理的な付随事項」¹⁸⁾とはみなしえないがゆえに権限踰越であると判決した。*Hutton* 事件の判決は、本質的に、大多数の株主といえども、事業に合理的に付随せず、しかも事業遂行の合理的範囲内ではない目的のために法人資金の支出をなす権限は付与されていないという観念に基づいていた。当該法人は清算中であったので、問題となっている支払は事業遂行に関係がないとされ、この理由のためにその支払は無効とされてしまった。残念ながら、裁判所はやはり「法人利益の不存在」という視点から判断しており、その結果、その後現在に至るまで公益的寄与の分野の法発展を妨げてきている法理の存続に貢献してしまっていた¹⁹⁾。

その後、イギリスの判例は、営業中の会社による退職した労働者、役員および彼らの寡婦に対する慰労金、扶助料および年金 (annuity) の支払を是認した。

それらの裁判所は、たとえ従業員または彼らの寡婦への支払が全く根拠のないものであったとしても、それらの支払は忠実で効果的な労務の提供につながるがゆえに、それらを事業遂行の合理的な付随事項とみなしつつ、それらは会社の従業員関係を前進させることに関係があるとして、それらの支払を是認した²⁰⁾。ただし、それらの支払が会社目的の実現に関係がなかった場合は、イギリスの裁判所は異なった結論に到達していた。すなわち、*Re Lee, Behrens & Co.* [[1932] 2 Ch. 46 (1931)] においては、支払が死亡した専務取締役の寡婦に対してなされ、しかも有効な証拠によってその支払目的が継続中のビジネスのためではなくて、その寡婦のためであったことが証明された場合には、その支払は権限超越であると判決された。また、*Normandy v. Ind, Coope & Co.* [[1908] 1 Ch. 84 (1907)] は、扶助料が前任の専務取締役に支払われた事例であったが、この事件でも如上の判決と同じ結論が示された²¹⁾。なお、*Hutton* 事件のように、法人がもはや活動していなかった場合には、法的根拠のない従業員の利益となるような支払は、従業員は法人の事業推進に参加できないがために、その支払は法人の利益とはならないとされ、無効であると判決された²²⁾。同じ結論は、*Re Birkbeck Permanent Benefit Bldg. Soc'y* [[1913] 1 Ch. 400 (1911)] において、会社解散 (winding-up) に先立って退職してしまった従業員に対する扶助料に関しても示された。

その時期におけるアメリカの判例と同じように、法人の従業員関係はイギリスの法人寄与に関する判例の各々に含まれていた。1921年の *Evans v. Brunner, Mond & Co.* [[1921] 1 Ch. 359 (1920)] という著名な判例には、大規模な化学会社の株主による取締役へのイギリスの大学や科学研究施設に対して寄与をなすことの権限授与が含まれていたが、裁判所は、その寄与は当該法人の雇傭対象となるような人々を科学上の研究・調査に誘引するであろうことは事実であり、またその寄与は法人の「直接かつ実質的な利益」の存在という要件を満たしていると判断して、その贈与を是認した。アメリカの *Armstrong Cork* 事件におけるように、博愛的動機 (philanthropic considerations) はその判決において主要な役割を果たしており、その判決では労使関係の視点は法人寄与を処

理するための単なる便宜的論拠にすぎなかった。

このように、イギリスにおける判例はあくまでも「利益の原則」(rule of benefit)を論拠としている。けれども、イギリス商務省の Report of the Company Law Committee において、「会社事業に直接関係のない一般チャリティ (general charities) に対して寄贈をなすという会社の慣行は、1921年以降この国の裁判所で争われたことは一度もなく、しかもわれわれはあえて、ビジネスマンによる彼らの会社の信用 (goodwill) を産み出し、あるいは維持するために必要とみなされているこの慣行は、そのような理由に基づいて、今日の裁判所において受容されていると考える」とその実態が述べられているように²³⁾、その原則は法人によるチャリティへの援助という一般に普及した慣行によって実社会のレベルでは無視されてきているようであり、またこのレポートもその方向を支持している²⁴⁾。

3. 1932年以後の公益的寄与に関する判例

1932年に、Dodd は、法人の取締役は株主の利益に加えて、従業員、消費者および一般大衆のために事業を経営すべきであるとする法人の取締役の責任に関する古典的な見解を公表した。彼によれば、究極的に法を形成する世論は、ビジネス・コーポレーションを利潤形成機能 (profit-making function) に加えて社会奉仕 (social service) の機能を有する経済機関 (economic institution) としてとらえる方向に進みつつあり、しかもそのような見解はすでに法理論に基づく若干の効果をもたらしており、近い将来にはそのような効果は増大しそうである。したがって、従業員、消費者および大衆に対する社会的責任という意識は、ビジネスに従事する人々によって採用されるべき妥当な姿勢とみなされるようになってくる可能性がある、とされた²⁵⁾。

その後の法人の社会的責任または法人の社会的機能についてのとらえ方の展開は、確かに、公益的寄与に関する限り、Dodd の見解の妥当性を明確に証明してきている。Dodd の見解の発表以後、公益的寄与を含む判例は、一様に、公益的寄与をなす法人の権限を認める立場から判決されてきている。そしてまた、初期の判決とは異なって、それらの判例の大部分は労使関係の問題を含ん

でいなかった。ただ、實際上近時では、その問題は法人の公益的寄与に権限を付与する制定法の出現によって、ほとんどのアメリカの裁判管轄区における論争から立ち消えてしまっている。しかしながら、公益的寄与以外の領域においては、株主利益とは別の利益を承認するためには回避できない関門であるところの法人活動の有効性の基準としての「利潤追求の最優位性」(primacy of profit-orientation) という基本的問題は依然として未解決のままである。

前述のように、1953年の A. P. Smith Mfg. Co. 事件の判決は、アメリカの法人博愛事業 (corporate philanthropy) の分野における画期的な判例である²⁶⁾。ここでは、法人の公益贈与に権限を付与する法人法の修正案がニュージャージー州の立法機関によって制定される前になされたニュージャージー州の 300 人の従業員を有する法人によるプリンストン大学への 1,500 ドルの寄与が争点であった。ニュージャージー州最高裁判所は、次の三つの根拠に基づいてその寄与の有効性を是認した²⁷⁾。第一に、裁判所は、その寄贈は法人目的を合理的に促進し、かつ法人に利益をもたらすものであるから、コモン・ロー上有効であると判決した。裁判所は、たとえその事例が「自由な企業制度 (free enterprise system) のもとにおける法人の現実的な存続 (actual survival) という見地からは厳格に解釈されるべき」であろうとも、私的な高等教育施設と自由企業制度との求められている相互関係の存在という十分な利益は、コモン・ロー上の要件を満たしていることを証明していると述べた。裁判所において、そのような利益は、ビジネス上の総収益の増減とは関係がなく、しかもそれはこのようなケースを処理するための単なる「擬制」(fiction) にすぎないとみなされていたといってもさしつかえない。第二に、裁判所は、公益的寄与をなす法人権限の制定法による追認 (confirmation) には遡及力があり、制定法の制定前に組織化された法人にも適用できると判決した。最後に、裁判所は、プリンストン大学への少額の寄与を肯定する論拠として、「間接的利益」(“indirect benefit”) を論証するというようなあいまいな手段を講せず、確固として前述の Dodd の見解を採用して、一おそらくは制定法や利益が存在しない場合でも一共同社会に対するビジネスの責任のゆえに、そのような寄与は有効であると判決した。裁判

所は、「現代の状況は、法人が活動している共同社会の構成員としての私的責任に加えて社会的責任を自認し、かつ果たすことを要求している」²⁸⁾と判断していた²⁹⁾。

Gibson は、この判決を「これはニュージャージー州にその法〔権限付与法〕を定着させることを意図した非常に直截的かつ積極的な判決である」と評している³⁰⁾。Berle も近時の論文において、この事例を論評しつつ、「博愛事業、あるいは、後にチャリティへ分配するための法人自体が設立した博愛財団 (philanthropic foundation) に対する法人の直接贈与は、現在ではごく一般的な慣行となっている。毎年数10億ドルが大学、病院およびその他の施設へ与えられている」³¹⁾と述べている³²⁾。

これ以外の主要判決といえる A. P. Smith Mfg. Co. 事件の5年後に判決された1958年の Union Pacific Railroad Co. v. Trustees, Inc. (8 Utah 2 d 101, 329 P.2 d 398 (1958)) は、法人の公益的寄与に権限を授与するユタ州法人法の修正前になされた鉄道会社の公益財団 (charitable foundation) に対する鉄道会社自身による5千ドルの寄与を含んでいた³³⁾。ユタ州裁判所は制定法に依拠することなしに、その贈与を承認した。その判決において、その寄与が法人および株主にとって有利であり、しかも「健全なビジネス」(“sound business”) であるというビジネス上の判断に基づくものであること、を裁判所は強調していた。会社が寄与の見返りとして近い将来に利益を受けることを確信せずに、取締役がそのような寄与をなしたとは考えられない、と裁判所は判断していた。この判例においては、法人寄与の裁判上の要件とされてきた「直接利益」の存在は取るに足らないものとして片付けられてしまっていた³⁴⁾。裁判所はその所見により次のように結論づけた。「われわれは、かつて否定されていた権限が今日では移り変わった状況および博愛事業のもとでおそらくは暗示されており、しかも、寄与が法人のための現在もしくは近い将来の利益の確保を合理的に意図していると思われるときは、……現時の様相の中では産業上およびビジネス上の急迫した事情 (exigency), ならびに常識 (common sense) が、合理的な額の寄与をなす……黙示的権限……を指図・命令しているものとする」³⁵⁾

と。

この他にも三つの判例が同様に、法人目的の遂行の見地から法人寄与を是認した。まず、*People v. S. W. Straus & Co.* [158 Misc. 186, 285 N. Y. S. 648 (Sup. Ct. 1936)] において、その後最高裁判所によって承認されたニューヨーク市のモーゲッジ会社 (mortgage firm) 一抵当物件を扱う会社一による地方病院への寄与を是認するに際して、補助裁判官 (referee) は「利益」という古臭い観念から全く離れて、法人の事業目的と寄与の関係という視点から判断を下した。補助裁判官は、その寄与を法人事業に対する大衆の好意 (good will) を獲得する手段として法人の一般広告費 (general advertising budget) の一部とみなし、かつ「その目的は事業に役立てるためであって、……公益的な本性 (charitable instinct) を満足させるためのものではなかった」³⁶⁾ことを指摘した。つぎに、*Holst v. New York Stock Exch.* [252 App. Div. 233, 299 N. Y. S. 255 (1937)] において、この判例は従業員関係を含むものであったけれども、裁判所は、会社による従業員のサッカー・チームの維持費やゲーム中の負傷者に対する補償費の支出はチャリティあるいは慈善 (benevolence) の問題ではなく、ビジネスの問題であると判断した。さらに、*Memorial Hosp. Ass'n v. Pacific Grape Prods. Co.* [45 Cal. 2d 634, 290 P. 2d 481 (1955)] において、裁判所は、当法人が工場を構えている地域社会における唯一の病院に対する5千ドルの法人寄与は病院施設が法人の従業員のためになるので、その寄与は法人に「直接利益」すなわち「利点」 (“advantage”) をもたらし、しかも「好意の増大化およびひいき (patronage) の促進の一手段として」³⁷⁾の有用性があるとして、その寄与を是認した。

なお、近時では、*Theodora Holding Co. v. Henderson* [Del. Ch., 257 A 2d 398 (Ch. 1969)] において、デラウェア州裁判所は、当該会社による総所得約2千万ドルのうちの年間52万8千ドルの財団への贈与について、法人目的の促進というよりも個人目的の促進という意味合いの強い私的チャリティ団体 (private charity) への贈与は妥当でないと示唆しながらも、これを理論的解釈 (rationale) としては取り入れずに、法人寄贈の金額および目的についての合理性という基

準を用いて、当該贈与はその金額および目的の双方ともに有効であると判決した。その際、裁判所は I. R. C の「法人による公益贈与」に関する規定を参考としていた³⁸⁾。

要約するならば、「利益」ということばは、S. W. Straus & Co. 事件等の一部の判例を除いて、現代の判例を通して現われているけれども、その「利益」という要件は、寄与が法人に対して即時的・経済的利点 (immediate, economic advantage) をもたらず場合の事例から、結果として即時の経済的利点が生じないような寄与が事業目的を遂行するためのビジネス上の判断からなされた場合の事例へ、法人の公益的寄与是認の法理を拡張することを隠すための擬制手段として用いられるようになってきている点を見逃してはならない、ということである。多くの注釈者が指摘してきているように³⁹⁾、「利益」の視点よりも、「寄与と事業目的の促進との間の合理的関係」すなわち「寄与目的の合理性」という視点から法人寄与をとらえることが適切であると思われる。その上さらに、後期の多くの判例は、必ずしも法人の事業方針 (business-orientation) と一致するとはみなされない「大衆の法人に対する好意の創出」⁴⁰⁾のため、あるいは、「善良な市民 (good citizen) としての義務」を公告するために寄与がなされた場合にも、「寄与目的の合理性」という要件を類推 (analogy) してきている。つまり、「利益」の要請が捨て去られ、「寄与と事業目的との間の合理性」が要求されるに至っているが、この要件ととも、今では、必ずしも法人の事業目的とは関係のない寄与を是認するための一種の擬制手段として使用されてきているということである。すなわち、法人の社会的責任を肯定する見地から、真の公益的動機に基づく共同社会への寄与は、法人の事業目的とは関係がなくとも、その寄与は合理性のあるものとされてきているのである。しかしながら、法人の事業に関係のない取締役個人の「お気に入りのチャリティ」 (“pet charity”) への寄与は、少数株主による攻撃にさらされるであろう⁴¹⁾。

「利益」に関する古い法理は、法人寄与が法人に直接の経済的利点を生じさせる商業的もしくは従業員関係の理由によって誘発された時にだけ、法人の公益活動を是認するという打破されるべき法理であった。それに対して、現在の

判例に見られる「利益」に関する新しい法理は、如上のように、分析の基礎となっている根本的な理由をおおいに隠している擬制にすぎない。この点につき、Blumberg は、「現実には博愛的な動機が優位を占めている時に、完全なカムフラージュを捨て去って、しかも、法人活動が何らかの法人の事業目的を遂行するのに合理的であると見られうるかぎりにおいて、現代社会—法人レベルでのそのような活動を期待または要求する社会—における事業経営の本質的要素として、それ自体〔博愛的動機〕を理由として法人の公益的または市民的活動を承認することは、むしろ望ましいことであろう」⁴²⁾と述べているのが注目される。

法人の総収益、ひいては株主の地位—すなわち短期利潤の追求 (short-term profit-orientation)—の直接の向上に焦点を合わせていた「利益」に関する古い法理は、企業の行為についての手頃な基準を提供していた。そのような基準の排除は、必然的に、それに代わるべき基準という問題を引き起こしている。そこで、社会における事業機関 (business institution) の有力な役割の増大という様相の中で、そのような力の統制 (control) および責務 (accountability) のための法的な枠組み (legal framework) を設定する緊急の必要性が提言されるに至っている⁴³⁾。

さらに、法人の社会的責任に関連した法人経営者の責務という問題は、アメリカにおける法人構造の特質から深刻な問題となっている。経営者による法人の代理機構 (proxy machinery) の支配と結びつく株式所有の広がり行く分散に付随する「所有と支配の分離」 (separation of ownership and control) の結果として、株主に対する法人経営者の責務は弱まってきている⁴⁴⁾。

最後に、法人博愛事業そのものに対する反対が存在しており、その立場は、法人の博愛活動は法人経営者の精神的自己満足を反映するものにすぎず、また、法人チャリティは株主自身によって分配されることが望ましい株主の金による雅量であるとしている⁴⁵⁾。社会問題の解決に関するビジネス経営者の政治的およびイデオロギー的立場を推進するための法人資金の使用については、激しい論争が引き起こされる可能性があるし、それに関進して、法人権限の制限

という結果が導き出されるおそれもある⁴⁶⁾。

4. 連邦所得税に関する判例

1921年の歳入法 (Revenue Act of 1921) は、個人による公益的寄与の所得税控除⁴⁷⁾を認めたが、法人の場合にはそれが認められていなかった。これは、たとえ賞讃に値する目的であっても、取締役による株主の金を用いた気前のよい行為を奨励することは危険であり、また、権限踰越に関する事件を誘発させる可能性もあるという連邦議会の懸念を反映していた。しかしながら、1921年法のもとの財務省規則 (Treasury Regulation) は、I. R. C. の sec. 162 (a)に基づいて、法人の公益的寄贈が「法人の従業員のためになるような……施設への寄贈……〔すなわち〕法人事業の付随事項として法人に直接利益を生じさせるような理由を正当に表わしている寄贈に制限されるけれども、法人の事業経営にかかわりのある目的のために」なされた時は、「経常・必要営業費」として法人の公益的寄贈の控除を許可した。

Old Mission Portland Cement Co. v. Helvering [293 U. S. 289 (1934)] というリーディング・ケースにおいて、合衆国最高裁判所は、当該法人によるサンフランシスコ共同募金への寄与を請願者に向けられた善意の結果として生じたもので、法人の直接利益とはならないとして承認しなかった税金訴願委員会 (Board of Tax Appeals—以下 B. T. A. と略称する—) の判断を正当であると判決した。他にも極めて多数の判決が共同募金、赤十字社およびその他の一般的な公益的懇請 (general charitable appeals) への寄与を承認しなかった⁴⁸⁾。このように、寄与の広告上の価値や創出される法人への好意は、法人による公益的寄贈の控除可能性に対する議会の不認可の姿勢を反映して、財務省規則によって要求されている実質的利益とはみなされなかった。さらに、たとえば、寄贈者の労働力とは近密な関係のないカレッジ、YMCA および病院のような地域社会の施設への寄与も、その納税者 (寄贈者) が結果的にその地域社会全体に利益を分配したという理由で、B. T. A. によって承認されなかった (Alfred J. Sweet Inc., 66 Ct. Cl. 654 (1929); J. A. Majors Co., 5 B. T. A. 260 (1926))。同じように、運送のための講座開設を目的とするエール大学への寄与は、その納税

者にとって利益となるという証明の欠如のために承認されなかった (Michigan Cent. R.R., 28 B. T. A. 437 (1933), modified sub, nom., New York Cent. R. R. v. Commissioner, 79 F. 2 d 247 (2 d Cir.), cert. denied, 296 U. S. 653 (1935))。

けれども、①かつて駐屯地の滞在軍人が納税者たるホテルを「広範囲にわたって」巡視してくれたことがある場合のホテルによる駐屯地の誘致を促すための寄与 (Hotel Patten Co., 13 B. T. A. 943 (1928)), ②法人に事業を供給してくれ、かつ結果的にそれによって法人の増収が生じることが証明された場合の博愛施設への寄与 (Fairmont Creamery Corp. v. Helvering, 89 F 2 d 810 (D. C. Cir. (1937))), ③法人の残りの土地の価値を引き上げた場合の土地の寄贈 (Anniston City Land Co., 2 B. T. A. 526 (1925)), および④寄贈者に新しい従業員のための訓練機関を供給したという利益をもたらしたところのその市唯一のジャーナリズム講座を開設したチューレーン大学への寄与 (Times-Picayune Publishing Co., 27 B. T. A. 277 (1932)) 等は、法人の利益が証明されているとして税控除が承認された。

従業員のための贈与は、財務省規則の規定の範囲内に入るとされ、承認された。American Rolling Mill Co. v. Commissioner [41 F. 2 d 314 (6th Cir. 1930)] において、第6巡回裁判区控訴裁判所は、町の全般的改良および従業員の持家奨励のためと指定された市民基金 (civic fund) への36万ドルの寄与を是認したが、その理由は、その支出が労使関係を強固なものにするという事業促進につながるビジネス上の支出 (business expenditure) であり、博愛的なものではないからというものであった。Dodd は、この判決をビジネスの社会的責任の承認に向けられた進歩的な見解を示すものであると解釈した⁴⁹⁾。しかしながら、その判決は労使関係重視という見地に立つものであって、法人の博愛活動を積極的に支持するものではなかった。それ以外にも、従業員に関係した寄与は控除可能であると判決されたが、それらは①工場の施療所 (dispensary) を拡大する代わりとなる地方病院の増設のための寄与 (Corning Glass Works v. Lucas, 37 F. 2 d 798 (D. C. Cir. 1929), cert. denied, 281 U. S. 742 (1930)), ②自社の製造所のある村の教会および学校への寄与 (Poinsett Mills, 1 B. T. A. 6 (1924)),

③従業員福祉基金 (employee welfare funds) への寄与 (Forbes Lithograph Mfg. Co. v. White, 42 F.2d 287 (D. Mass. 1930); Elm City Cotton Mills, 5 B. T. A. 309 (1926)), および④従業員扶助基金 (employee pension fund) への寄与 (Elgin Nat'l Watch Co., 17 B. T. A. 339 (1929)) を含んでいた。

要約するならば、法人の公益的寄与に対する控除可能性を否認する制定法に由来する財務省規則の基準のもとでは、法人の公益的寄与は、それが「博愛的動機」から生じたものではなくで、「ビジネス事業」 (“business proposition”) を表わすときに初めて、「経常・必要営業費」として承認されたのである⁵⁰⁾。

このように、1936年の歳入法 (Revenue Act of 1936) 以前に生じた税金に関する判例は、社会的領域への法人の支出が法人の権限内であるのかどうか、という問題にはほとんど光を投げかけていなかった。法人の公益的寄与の控除可能性に関する財務省規則の基準は、法人法の法人の権限に関する基準よりも厳格であったので、控除を認める判例は少しも増加しなかった。Blumberg は、「法人の従業員の利益」または「法人の直接利益」の証明の欠如を理由として、法人の公益的寄与を「経常・必要営業費」として控除することを認めない判例の立場は、実際上は、適切なものとはいえないであろう⁵¹⁾、と述べている。

1939年の歳入法の制定以来、I. R. C. は、法人の公益的寄与の控除可能性を以前のような制限を加えることなしに認めてきている (ch. 689, § 23 (q), 49 Stat. 1661)。そこで、現時では、公益的寄与とはみなしえないような社会的領域への法人支出を排除するために、「経常・必要営業費」という基準を厳格に解釈することはもはやその必要性が稀薄になりつつある。それゆえ、法人の社会的支出 (social expenditure) の控除可能性に関する税政策⁵²⁾ (tax policy) は、究極的に、法人法のもとの法人の公益的寄与の有効性という問題と何らかのかかわりをもってくるかもしれない⁵³⁾。

5. Rate-Making に関する判例

公益事業 (utility) およびその他の国家統制産業 (regulated industry) は、それらの公益的寄与が容認されうる費用として料金形成プロセス (rate-making pro-

cess) を通じて、それらの各種事業の料金に加算される可能性があるという事情のもとで、司法上および行政上の理由から生産的分野 (productive area) に贈与をなしている。この問題に関する判決および裁決は、法人法の問題として、その支出の有効性を考察する上に有益である。

まず、Accounting of the N. Y. Tel. Co. [188 I. C. C. 83, 95 (1932)] においては、「その公益事業体の権限および義務は、基本定款によって授与または課せられているものに限定されており、しかも、それらには共同社会の一般的福祉 (general welfare of the community) の増進が含まれていなかった」とされた。それに対して、New Jersey Bell Tel. Co. v. Department of Pub Util. [12 N. J. 568, 595—97, 97 A. 2d 602, 615—16 (1953)] では、裁判所は、当該支出の有効性の問題は政府機関によって攻撃されてはおらず、しかもその問題は A. P. Smith Mfg. Co. 事件の考え方に基づいて判断されるべきであると考えていた。ただ、ほとんどの判例は、法人法の問題としてその支出の有効性を当然のこととしていた。

各々の事例における裁判所または政府機関による審理以前の問題は、その支出が料金形成プロセスを通じて消費者あるいは株主のどちらに課せられることになるのか、ということであった。料金に組み入れられる費用としてのそれらの支出の容認可能性 (allowability) を考察している判決および裁決は、株主の費用というよりはむしろ料金支払者の費用で公益目的のために法人権限を行使できるかどうか、という問題を含んでいた。

他方、裁判所には、それらの支出が料金値上げに通じるために、その支出目的—とくに公益目的に類似した目的—についての適正な評価が要求されている。これら二つの課題に横たわっている根本的な問題は、公益的援助が株主あるいは消費者に対する経営者による固有の義務として容認されるほどに、それらの事業目的に近密にかかわりあっているかどうか、ということである。

行政上の風潮すなわち政府機関の判断の傾向としては、そのような支出の容認について好意的ではないけれども、Rate-Making に関する事例は、司法権の範囲内ではますます容認に向う傾向を示してきている。今日では、司法上の

レベルでその問題を処理している19の裁判管轄区のうちほぼ過半数が容認の判決をなしてきている⁵⁴⁾。それに対して、重要な少数の裁判管轄区は、直接利益の証明の欠如を理由として、そのような支出を依然として容認していない⁵⁵⁾。他方、裁判上の判決の欠如により、判決をなすまでにその権限が及んでいる州政府の行政機関が規制を行なっている26の裁判管轄区においては、そのうちの20州の取締機関 (regulatory agency) が公益的支出を容認してきておらず⁵⁶⁾、わずか6の取締機関が容認に賛成してきているにすぎない⁵⁷⁾。

利益ということばは全く存在していないわけではないけれども、そのような支出の容認可能性を是認する **Rate-Making** に関する判例は、支出と事業目的との関係の問題を通じて、利益という要件の変容を例証してきている。

Rate-Making に関する判例は、①公益事業体もしくはその後援者の利益となるであろうところの「良好な共同社会関係」(good community relations)を生み出す場合 (United Transit Co. v. Nunes, 99 R. I. 501, 513—14, 209 A. 2 d 215, 222 (1965)), ②共同社会における善意の発展に関係するか、あるいは、公益的懇請に応じないことによって生じる善意の喪失を防止することに関係する場合 (In re Diamond State Tel. Co., 51 Del. 525, 536, 149 A. 2 d 324, 331 (1959) 等), ならびに③「公共関係 (public relations) の設定や改善」に欠くことのできないという理由の存する場合 (Public Serv. Co. v. State, 102 N. H. 150, 160, 153 A. 2 d 801, 808 (1959)) に、公益的寄与を容認してきている。このように判例はあまり利益という要件に依存しなくなってきたおり、そこで、裁判所は、「善良な市民」(“good citizen”) たるべき (Mobile Gas Co. v. Patterson, 293 F. 208, 226 (M. D. Ala. 1923)), あるいは、「地域社会における義務」(“community obligation”) を履行すべき (Denver Union Stock Yard Co. v. United States, 57 F. 2 d 735, 753 (D. Colo. 1932)) 法人の基本的義務 (fundamental obligation) に基づいて判決をなしてきている。ことに、後者の判決においては、「株主もしくは取締役が喜んで法人と近密な関係のある地域社会の繁栄のために、その公道に合理的に支出をなすときは、その経営者の自由裁量権 (managerial discretion) の行使は、法外な料金から大衆を守るということのみ関心をもつ公共機関の拒否権 (veto)

に服さないと思われる」と述べられている。多くの各種の州政府機関もまた、同じような基本的観念によって寄与を容認してきている⁵⁸⁾。

料金形成プロセスを通じて、消費者にそれらの寄与を負担させる根拠としての「地域社会における法人の義務」、「法人の善良な市民たるべき義務」ならびに「寄与と善意との関係」等の承認は、社会における法人の大きな役割に対する裁判上の支持のための有用な具体例となっている。Blumberg も指摘するように⁵⁹⁾、そのような支出が消費者にとって適正な負担を表わすときは、それらはやはり法人権限の有効な行使となるところの事業目的に必須に関係する支出であるといつてよいであろう。

公益的支出を容認しない判例は、直接利益の証明の欠如という伝統的態度に依存してきている⁶⁰⁾。

裁判上の判決とは対照的に、州政府の取締機関の裁決は、公益的寄与の容認可能性に対して好意的でない反応を示している。1960年までに、ごく少数の管轄区のみがそのような支出を容認したにすぎなかった。そこで、実行力のある公益事業体は、結果として「健全な地域社会を維持するという自らの事業上および道徳上の責任を果たせなくなる」という懸念を表明した。1960年以来、13州の行政機関による裁決は、公益的支出を容認してきておらず、寄与を容認している唯一の行政機関はフロリダ州公共事業委員会 (Florida Public Service Commission) である (Florida Power & Light Co., 67 P. U. R. 3 d 113, 147 (Fla. Pub. Serv. Comm'n 1966), aff'd, 208 So. 2 d 249 (Fla. 1968))。このことは、一般的な裁判上の傾向や変遷する社会の趨勢と好対照をなしている。

連邦のレベルでは、そのパターンは混在している。1933年に、米国州間通商委員会 (Interstate Commerce Commission) は、New York Telephone Company によるニューヨーク市の緊急時失業救済基金 (emergency unemployment relief fund) への7万5千ドルの寄与を容認しなかった⁶¹⁾。1956年および1963年には、連邦通信委員会 (Federal Communications Commission) は、4対3という票差で American Telephone and Telegraph Co. による寄与を運営費に入れるという出願 (application) を否定した (Amendments of Part 31 of the Comm'n's

Rules and Regulations, 13 P. U. R. 3 d 163 (F. C. C. 1956); American Tel. & Tel. Co. (F. C. C., June 26, 1963))。同様に、民間航空委員会 (Civil Aeronautics Board) は、「空輸サービスの……促進に直接関係のない」場合には、公益的寄与を容認することを拒んだ (Aloha Airlines, Inc., Subsidy Mail Rates, 41 C. A. B. 44, 55—56 (1964); Local Service Class Subsidy Rate, 39 C. A. B. 65, 87 (1963))。それに対して、連邦動力委員会 (Federal Power Commission) は、1964年に、法人の地域社会に対する義務を根拠として、United Gas Pipe Line Co. [31 F. P. C. 1180 (1964)] において、163,322 ドルの寄与を容認した。

州の行政上の裁決は、公益的寄与を運営費というよりも「わく外」勘定⁶²⁾ (“below the line” account) に入れることを規定している National Association of Railroad and Utility Commissioners の統一勘定体系 (Uniform System of Accounts) によって影響されていることは疑いないようである。また、連邦通信委員会、連邦動力委員会および民間航空委員会もその制度に影響されていた。しかしながら、連邦通信委員会および連邦動力委員会は、そのような会計上の要件を、Rate-Making に関する判例における公益的支出の容認を妨げるものとはみなしていない。

このように、事業費の一項目として公益的寄与を容認する裁判上の判決が増加しているにもかかわらず、取締機関は消費者保護の立場からそのような支出を容認しないことに固執しているように思われる。しかしながら、多くの裁判所および取締機関は、公益的寄与が料金支払者ではなくて株主の負担によるときは、公益事業体による公益的支出を明白に是認している⁶³⁾。

さらに、公益的寄与を容認していない多くの裁判所および取締機関は、社会政策の見地から判断を下している。すなわち、それらの支出は取引先もしくは料金支払者による「自発的でない徴収」 (“involuntary levy”) によっているところに問題が秘んでいるのであり、料金支払者が自らそのような寄与をなすべきであるとしている。

ビジネス・パワーの拡大およびビジネス上の責務の欠乏についての懸念という様相の中で、公益的寄与を容認している Rate-Making に関する判決が、し

ばしば、その根拠を「適度な額」⁶⁴⁾(*modest amount*), 「寄贈の合理性」⁶⁵⁾(*reasonableness of the donation*) あるいは「受領者が承認されうるような妥当な者であること」⁶⁶⁾という事実に求めてきていることは注目されるべきである。その他の裁判所も乱用を防ぐための「厳格な精査」⁶⁷⁾(*“strict scrutiny”*)の必要性に言及している⁶⁸⁾。

6. 地域社会への寄与に関する判例

法人が事業を営んでいるところの地域社会の改善 (*improvement*) のための法人寄与を含む古い判例が少くとも六つ存在している。それらの判例において、法人寄与は法人財産の価値を即座に引き上げる結果をもたらし (前述の *Merchants' Bldg. Imp. Co. v. Chicago Exch. Bldg. Co.*), あるいは、地域社会の改善がその地域社会を開発している土地会社の事業に関係していたけれども (前述の *Marbury v. Kentucky Union Land Co.*), 法人にとっての直接利益は明示されていなかった。

それらの判決のうちの五つは、地域社会の改善は法人に即時の利益をもたらすものではないという理由から、当該の法人寄与は権限踰越であると結論を下していた。このうちの一つを除く他のすべての判決においては、法人寄与者の総収益の増加という妥当な結果を導いたにもかかわらず、法人が一部を占め、かつそこで事業を行なっている地域社会における経済状態の一般的改善は、法人寄与の要件を満たしていないとみなされてしまっていた。以下では、このうちの地方銀行による地域社会への寄与に関する四つの判例をみることにする。

1885から1908年までの時期には、地方銀行による①町に残るよう地方製造業者に勧めるための寄与 (*McCrary v. Chambers*, 48 Ill. App. 445 (1892)), ②町にバター・チーズ・クリーム製造所を誘致するための寄与 (*Holt v. Winfield Bank*, 25 F. 812 (D. Kan. 1885)), ③鉄道会社の軌道を町に拡張するように勧誘するための寄与 (*Arkansas V. & W. Ry. v. Farmers' & Merchants' Bank*, 21 Okla. 322, 96 P. 765 (1908)), および④町に製紙工場の建設を誘致するための寄与 (*Robertson v. Buffalo County Nat'l Bank*, 40 Neb. 235, 58 N.W. 715 (1894)) は、各々の判例において、結果として寄与をなした法人の事業が拡大している

ことが明白であるにもかかわらず、権限踰越であるとみなされてしまっていた。

以上の六つの判例は、そのよりどころを前述の *Davis v. Old Colony R. R. Co.* 事件における厳格解釈という哲学 (strict construction philosophy) に求めている。

それに対して、それ以後の若干の判決は、如上の判例と実質的に同一の事実について反対の結論に到達している。1916年に、*Huntington Brewing Co. v. McGrew* [64 Ind. App. 273, 112 N.E. 534 (1916)] において、インディアナ州控訴裁判所は、町に新しい産業を勧誘するためのビールおよび氷の事業を行なっている法人による5万ドルの基本財産を有する地域共同体基金 (community fund) への2千ドルの出資を是認した。裁判所は、その2千ドルの出資は贈与を意味するものではなく、また新工場は「市の産業および商業生活に新たな刺激を与えるものであり、しかもそれは市の発展や人口増加を促進する」であろうし、さらに、その法人の取締役は「その出資は事業および収益を増大させるものであるという結論に達していた」ということを指摘した。

以上の判例はすべて、法人の事業目的を促進させるためのビジネス上の判断を含んでおり、しかも法人の総収益の増加を見込んでとられた活動を表わしている。批判の対象となっている「利益」という基準のもとでさえ、各々の場合における複雑な法人活動は、*Huntington* 事件において判決されているように有効であると思われる。前述の地方銀行による寄与に関するごく初期の判例についていえば、一般的に、地域社会における経済活動の増大は、結果として、そこで活動している地方銀行の事業拡大につながるのであるから、現代の裁判所の基準からすれば、それらの寄与は地域社会の経済的発展を意図した合理的な寄与として肯定されるべきものであった⁶⁹⁾。

如上の *Huntington* 事件の判決では、「地域社会における産業および商業生活に対する新たな刺激」と「市の発展と人口増加の促進」が強調されており、地域社会の改善にかかわる現代のビジネス活動に対して有益な支持を与えている。さらに、最近では、証券取引委員会 (Securities and Exchange Commi-

ssion) は, Michigan Consolidated Gas Company の子会社 (subsidiary) によるデトロイト市内の低所得者用の住宅計画 (housing project) に対する財政援助にかかわる Public Utility Holding Company Act of 1935 に基づく出願を承認するに際して, 「地域社会に対する法人の責任についての広義の概念」に注意を向けていた⁷⁰⁾。

法人の公益活動は, 通常, 特定の地域社会においてなされる場合が多い。だから, チャリティ法の視点からすれば, 法人による地域社会の一般的改善のための公益的寄与 (地方的事項にかかわる公益的寄与) は, 地方的 という限定があるとはいえ, 以上考察してきた各種の社会的寄与の中では最もチャリティという名にふさわしい活動であると考えられ, この分野における法人活動の一層の発展が望まれる。

注 1) Bert Prunty, Jr., "Love and the Business Corporation," Virginia Law Review, vol. 46, 1960, p. 467; Andrews, op. cit., pp. 317—327; Garret, op. cit., p. 434.

2) この I. R. C. 修正の政治的背景については, 拙稿「米国における法人博愛事業 (一)—英米チャリティ法研究(1)—」国学院大学大学院紀要 (第10輯) 250—251頁を参照されたい。

3) Blumbeng, op. cit., pp. 166—168.

4) Brinson Ry. v. Exchange Bank, 16 Ga. App. 425, 85 S. E. 634 (1915), Military Interstate Ass'n v. Savannah T. & I. of H. Ry., 105 Ga. 420, 31 S. E. 200 (1898); Stacy v. Glen Ellyn Hotel & Springs Co., 223 Ill. 549, 79 N. E. 133 (1906); Western Md. R. R. v. Blue Ridge Hotel Co., 102 Md. 307, 62 A. 351 (1905); George v. Nevada Cent. R. R., 22 Nev. 228, 38 P. 441 (1894); Memphis G. & E. Co. v. Memphis & C. R. R., 85 Tenn. 703, 5 S. W. 52 (1887); Tomkinson v. South-Eastern Ry., 35 Ch. D. 675 (1887).

5) たとえば, George v. Nevada Cent. R. R., 22 Nev. 228, 239, 38 P. 441, 442 (1894), Alabama City, G & A. Ry. v. Kyle, 204 Ala. 597, 600, 87 So. 191, 193 (1920); これらの判決につき Davis は, 「しかしながら, 法人利益は法人権限の基準ではない。企業が結果として利潤が生じるがゆえに, [制定法および基本定款によって] 黙示的に権限が付与されているものとみなされるべきではない。法人利益の促進につながるあらゆる行為は, その権限内のものということとはできない」として, 反対意見を表明している (Davis, "The Application of

the Doctrine of Ultra Vires to Expenditures of Corporations Outside the Usual Course of Business—Some Elementary Principles Recalled,” B. U. L. Rev., vol. 1, 1920, pp. 99, 103.

- 6) *Richelieu Hotel Co. v. International Military Encampment Co.*, 140 Ill. 248, 29 N. E. 1044 (1892); *In Re San Francisco Bay Exposition*, 50 F. Supp. 344 (N. D. Cal. 1943); この前者の事件において、裁判所は「彼ら〔取締役〕は確かに事業方針 (business principles) およびビジネス上の見地 (business standpoint) から出資しており、そしてその理由は、そうすることによって彼ら自身のビジネス事業を最善の形で促進することができる」と彼らは信じていたことであつた」とその出資を是認した判決理由を述べている (140 Ill. at 264, 29 N. E. at 1048)。
- 7) *Alabama City, G. & A. Ry. v. Kyle*, 202 Ala. 552, 81 So. 54 (1919), on further appeal, 204 Ala. 597, 87 So. 191 (1920) (これは鉄鋼工場の再配置に関する事例); *Temple St. Cable Ry v. Hellman*, 103 Cal. 634, 37 P. 530 (1894) (これは鉄道沿線に野球場を設置しようとした事例)。
- 8) *Merchants' Bldg. Imp. Co. v. Chicago Exch. Bldg. Co.*, 210 Ill. 26, 71 N. E. 22 (1904); *B. S. Green Co. v. Blodgett*, 159 Ill. 169, 42 N. E. 176 (1895).
- 9) *Derr v. Fisher*, 22 Okla. 126, 98 P. 978 (1908).
- 10) *Fort Worth City Co. v. Smith Bridge Co.*, 151 U. S. 294 (1894).
- 11) *Vandall v. South San Francisco Dock Co.*, 40 Cal. 83 (1870); *Louisville & N R. R. v. Literary Soc'y*, 91 Ky. 355, 15 S. W. 1065 (1891); *Richardson v. Bermuda Land & Live Stock Co.*, 231 S. W. 337 (Tex. App. 1921).
- 12) *Marbury v. Kentucky Union Land Co.*, 62 F. 335 (6 th Cir. 1894) (売りに出している土地の市価を確保するために、鉄道会社の債務を土地会社が保証した事例); *Fulton v. Sterling Land & Inv. Co.*, 47 Kan. 621, 28 P. 720 (1892) (土地会社が土地を寄贈した事例); *Sherman Center Town Co. v. Russell*, 46 Kan. 382, 26 P. 715 (1891) (銀行およびその他の活動機関を指定用地に勧誘するために、土地会社が土地をそれらの機関に寄贈した事例); *Whetstone v. Ottawa Univ.*, 13 Kan. 320 (1874) (大学を誘致するために土地会社がその用地を寄贈した事例); *Colcord v. Granzow*, 137 Okla. 194, 278 P. 654 (1928) (新しい州会議事堂のための用地を土地会社が寄贈した事例)。
- 13) 判例や関係文献を調べてみると、contribution (寄与) ということばのほか、expenditure (支出, 消費), payment (支払), endowment (寄付), gift (贈与), donation (寄贈), subscription (出資), guarantee (保証) がその相当語句または代用語句として用いられている。これらの用語を総称して「寄与」

と呼んでさしつかえないものと思われる。なお、donationは大規模（かなりの額）で、かつ重要な gift をいう。

- 14) Blumberg, *op. cit.*, pp. 168—170.
- 15) この点については、拙稿（紀要第10輯）248—249頁。
- 16) *Harrison v. Alabama Midland Ry.*, 144 Ala. 246, 40 So. 394 (1906); *Maine v. Chicago B. & Q. R. R.*, 109 Iowa 260, 70 N. W. 315 (1899); *Beck v. Pennsylvania R. R.*, 63 N. J. L. 232, 43 A. 908 (1899); *State ex rel Sheets v. Pittsburg C. C. & St. L. Ry.*, 68 Ohio St. 9, 67 N. E. 93 (1903).
- 17) たとえば、*Neff v. Gas & Elec. Shop*, 232 Ky. 66, 22 S. W. 2 d 265 (1929)（従業員への賞与の支出が是認された事例）; *Heinz v. National Bank of Commerce*, 237 F. 942 (8 th Cir. 1916)（従業員への死亡保険金の支出が是認された事例）などがある。
- 18) 23 Ch. D. at 672.
- 19) *Fremont-Smith*, *op. cit.*, p. 10; 拙稿（紀要第10輯）248頁。
- 20) *Wimbledon & Putney Commons Conservators v. Tuely* [1931] 1 Ch. 90 (1930); *Cyclists' Touring Club v. Hopkinson*, [1910] 1 Ch. 179 (1909); *Henderson v. Bank of Australasia*, 40 Ch. D. 170 (1888); *Hampson v. Price's Patent Candle Co.*, 45 L. J. (Ch.) 437 (1876).
- 21) この判決と同一見解に立つと思われるアメリカの判例には次のものがある。
Adams v. Smith, 275 Ala. 142, 153 So. 2 d 221 (1963); *Moore v. Keystone Macaroni Mfg. Co.*, 370 Pa. 172, 87 A. 2 d 295 (1952).
- 22) *Warren v. Lambeth Waterworks*, 21 T. L. R. 685 (Ch. 1905); *Stroud v. Royal Aquarium & Sum. & Wint. Garden Soc'y Ltd.*, 89 L. T. R. (n. s.) 243 (Ch. 1903).
- 23) See Gower, "Corporate Control: The Battle for the Berkeley," *Harv. L. Rev.*, vol. 68, 1955, pp. 1176, 1191 n. 7.
- 24) Blumberg, *op. cit.*, pp. 170—173.
- 25) E. M. Dodd, "For Whom Are Corporate Managers Trustees?" *Harv. L. Rev.*, vol. 45, 1932, pp. 1148, 1160, これに対して、Berle は、Dodd の見解に反対して、法人の経営者は株主にとってたった一つの関心事である株主利益の極大化 (maximization) によって導かれるべきとする見解を発表した (Adolf A. Berle, "For Whom Corporate Managers Are Trustees: A Note," *Harv. L. Rev.*, vol., 45, 1932, p. 1365)。しかし、その後、自らの見解がその後の社会的趨勢にそわないことを認めた (Berle, "Corporate Decision-Making and Social Control," *Bus. Lawyer* vol. 24, 1968, pp. 149—150)。

- 26) Fremont-Smith, *op. cit.*, pp. 10—11; 拙稿 (紀要第10輯) 248—249頁。
- 27) 13 N. J. at 154, 157—60, 98 A. 2 d at 586, 588—89.
- 28) *Ibid.*, at 154, 98 A. 2 d at 586.
- 29) ただし, 合衆国最高裁判所は, 控訴を棄却しながらも, 当該事件は連邦レベルの問題が含まれていないという消極的な態度で原審の判決を是認していた (*Ibid.*, 346 U.S. 861 (1953)). Berle, “Modern Function of the Corporate System,” *Colum. L. Rev.*, vol. 62, 1962, p. 443.
- 30) G. D. Gibson, “Corporate Contributions to Charity and Enabling Legislation,” *Bus. Lawyer*, vol. 14, 1959, p. 437.
- 31) Berle, *op. cit.* (*Colum. L. Rev.*), p. 443.
- 32) この法人博愛事業の実態については, 拙稿 (法政論叢第1輯) 139頁以下を参照されたい。それに対して, 贈与を受ける側からのキャンペーン(基金募集活動)に関する文献としては, 心理学的見地から叙述された G. S. Soroker, *Fund Raising for Philanthropy*, 1974 が詳しい。
- 33) Fremont-Smith, *op. cit.*, p. 12; 拙稿 (紀要第10輯) 249頁。
- 34) その他の判例として, *Moore v. Keystone Macaroni Mfg. Co.* [370 Pa. 172, 176, 87 A. 2 d 295, 297 (1952)] において, 裁判所は, 「扶助料に賛意を示し, また, 法人が公益贈与をなし, かつ取締役会が確信しているその他の行動をなすことを認める現代の傾向は, たとえその結果が法人に即時あるいは直接の見返りをもたらさなくとも, 法人に最高の利益をもたらすであろう」と述べている。
- 35) 8 Utah 2 d at 107, 329 P. 2 d at 402.
- 36) 158 Misc. at 219, 285 N. Y. S. at 682.
- 37) 45 Cal. 2 d at 638, 290 P. 2 d at 483.
- 38) Fremont-Smith, *op. cit.*, p. 12; 拙稿 (紀要第10輯) 249—250頁。
- 39) たとえば, N. Lattin, *The Law of Corporations*, 1959, pp. 180—188; Prunty, *op. cit.*, pp. 473—474.
- 40) たとえば, *Greene County Nat'l Farm Loan Ass'n v. Federal Land Bank*, 57 F. Supp. 783, 789 (W. D. Ky. 1944) (*dictum*), *aff'd*, 152 F. 2 d 215 (6th Cir. 1945).
- 41) Prunty, *op. cit.*, pp. 473—475; Garrett, “Charity and Enabling Legislation,” *Bus. Lawyer*, vol. 22, 1967, p. 301; J. A. C. Hetherington, “Fact and Legal Theory: Shareholders, Managers, and Corporate Social Responsibility,” *Stanford L. Rev.*, vol. 21, 1969, p. 278.
- 42) Blumberg, *op. cit.*, p. 176.
- 43) たとえば, Manning は, 法人の善良な市民たる資格 (*corporate good citizen-*

ship)における公益活動は望ましいとしながらも、善良な市民たる大規模な法人の取締役の拘束されない自由な寄贈権限についての懸念を表明して、「必要以上の経済的権限の集中の回避と受託者の個人的な信託対象の処理に関する監督は、アメリカにおける保守的な法的伝統の主流となっている」と述べている(Manning, "Book Review," Yale L. J. vol. 67, 1958, pp. 1494—1495)。Jackson, "Book Review," Harv. L. Rev., vol. 68, 1955, p. 1294.

- 44) A Berle & G. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, 1933, pp. 47—118. これらの問題については、拙稿「米国における法人博愛事業(三)・(四)―英米チャリティ法研究(1)―」で論ずる予定である。
- 45) たとえば, M. Friedman, *Capitalism and Freedom*, 1962, p. 135.
- 46) Blumberg, *op. cit.*, pp. 173—178.
- 47) 公益控除については, 主に Fremont-Smith, *op. cit.*, pp. 13—16; Andrews, *Philanthropic Giving*, 1950, p. 230 et seq.; 海原文雄「アメリカの財産計画における信託の利用(3)」信託復刊92号42頁以下, 拙稿(紀要第10輯) 250—251頁などがある。
- 48) たとえば, *Merchants Nat'l Bank v. Commissioner*, 90 F. 2 d 223 (5 th Cir. 193).
- 49) Dodd, *op. cit.*, p. 1158.
- 50) 本文前述の Times-Picayune Publishing Co. 事件でも, 述べられているように, その支出は, 博愛的もしくは公益的動機によってなされたものではなく, 税控除の請願者 (petitioner) たる法人の取締役会による冷血なビジネス事業のためであったことが明白であるから, 控除可能であると B. T. A. によって判断されたのであった。
- 51) Blumberg, *op. cit.*, p. 180.
- 52) 1969年の改正税法については, Fremont-Smith, *op. cit.*, pp. 19—23; Soroker, *op. cit.*, pp. 168—170; *Tax Impacts on Philanthropy (Symposium) 1972*, p. 21 et seq.; *Foundations, Private Giving, and Public Policy,—Report and Recommendations of the Commission on Foundations and Private Philanthropy—*, 1970, pp. 4—6, 32—33, 54—55, 海原・前掲論文42頁以下, 拙稿(紀要第10輯) 253—255頁。
- 53) この点につき, Rudick は, 制定法上の規定を鑑みると, たとえ公益的寄与が法人権限を踏越していても, 控除は可能であるが, 「現代の司法部〔裁判官〕は, 寄贈は税控除が可能であるという事実 zu 若干の重要性を置いている, と考えることは正当である」と示唆している。つまり, 彼は, 裁判官は税控除が可能であるかぎり, 公益的寄与は権限内であるとする傾向があることを指摘しているのであ

- る (Rudick, *The Legal Aspects of Corporate Giving*, 1952, p. 46)。Blumberg, *op. cit.*, pp. 178—180.
- 54) たとえば, *Miami v. Florida Pub. Serv. Comm'n*, 208 So. 2d 249 (Fla. 1968); *Southwestern Bell Tel. Co. v. State Corp. Comm'n*, 192 Kan. 39, 386 P.2d 515 (1963).
- 55) たとえば, *Pacific Tel. & Tel. Co. v. Public Util. Comm'n*, 62 Cal. 2d 634, 401 P.2d 353, 44 Cal. Rptr. 1 (1965); *Chesapeake & Potomac Tel. Co. v. Public Serv. Comm'n*, 230 Md. 395, 187 A. 2d 475 (1963)。
- 56) たとえば, *Davenport Water Co.*, 76 P.U.R. 3d 209, 232 (Iowa State Commerce Comm'n 1968); *Cheyenne Light, Fuel & Power Co.*, 79 P.U.R. 3d 80, 88 (Wyo. Pub. Serv. Comm'n 1969)。
- 57) たとえば, *Illinois Bell Tel. Co.*, 32 P.U.R. 3d 385 (Ill. Commerce Comm'n 1959); *New England Tel. & Tel. Co.*, 35 P.U.R. 3d 100, 120 (Vt. Pub. Serv. Comm'n 1960)。
- 58) たとえば, *Illinois Bell Tel. Co.* [32 P.U.R. 3d 385, 390 (Ill. Commerce Comm'n 1959)] においては, その寄与は「地域社会に対する義務の履行を表わし, また, 地域社会の善意の高揚および経済的繁栄の増進を通じて, 究極的に寄贈者の利益となる」としている。
- 59) See Blumberg, *op. cit.*, p. 183.
- 60) たとえば, *Reno Power, Light & Water Co. v. Public Serv. Comm'n*, 298 F. 790, 810 (D. Nev. 1923); *Peoles Gas Light & Coke Co. v. Slattery*, 373 Ill, 31, 64, 25 N.E. 2d 482, 498 (1940)。
- 61) すなわち, 本文前述の *Accounting of the N. Y. Tel. Co.* という事例において, その公益事業体は, 失業救済がないときは, 事業不振の一般的影響はより悪化してしまい, また, 暴動またはその他の混乱は会社財産に害を及ぼすおそれがあると主張して譲らなかった。当委員会は「会社財産の保全, 事業の発展または従業員の福祉に直接ないしは緊密な関係」がそのような支出には要求されると判断して, それらの弁明を取り上げなかった。
- 62) わく外勘定とは, 損益勘定 (Income accounts) の中の「その他損益控除」 (Other Income deductions) をさし, そのうちここで問題となっているのは, 「寄附金」 (Donations)—426—1—および「市民活動・政治活動および関連活動に対する経費」 (Expenditures for certain civic, political and related activities)—426—4—の二つである (西川義朗「米国電気事業の統一会計規程」(公益事業研究第28巻第2号) 133—134頁)。以下その規程の内容を掲げる。

この勘定には、慈善事業、社会的または公共福祉目的の全ての支払もしくは寄附金を計上する。

426—4 市民活動、政治活動および関連活動に対する経費

この勘定には、官吏の選挙もしくは任命、一般投票、立法または政令（新しい一般投票、立法または政令の適用もしくは現在の一般投票、立法もしくは政令に関し、て）、または営業権の認可、修正および取消について世論に影響を及ぼす目的をもつ支出金額、もしくは公務上の決定に影響を及ぼす目的をもつ支出金額を計上する。しかし、本勘定は事業の現在および将来の事業計画に関連して規制機関またはその他政府機関に対して明らかに直接関与するような支出金額を計上してはならない。

- 63) たとえば、*Carey v. Corporation Comm'n*, 168 Okla. 487, 492, 33 P.2d 788, 794 (1934); *Southern New England Tel. Co.*, 78 P.U.R. 3d 504, 517 (Conn. Pub. Util. Comm'n 1969).
- 64) たとえば、本文前述の *In re Diamond State Tel. Co.* は、「適度な寄与」 (“modest contributions”) という表現を用いている。
- 65) たとえば、前述の *Miami v. Florida Pub. Serv. Comm'n* は、「合理的であるかぎり」 (“so long as reasonable”) という表現を用いている。
- 66) これも *Miami v. Florida Pub. Serv. Comm'n* の判決中にみられる表現である。
- 67) 前述の *Southwestern Bell Tel. Co. v. State Corp. Comm'n*.
- 68) *Blumberg, op. cit.*, pp. 181—186.
- 69) しかしながら、法人法の視点からみると、地域社会の改善一般のための寄与が必ずしも法人の総収益の増加をもたらすとはかぎらず、たとえば、*Orpheum Theatre & Realty Co. v. Seavey & Flarsheim Brokerage Co.* [197 Mo. App. 661, 199 S.W. 257 (1917)] において、裁判所は、地方劇場の建築を援助するための仲介会社 (brokerage firm) による1千ドルの保証 (pledge) を権限超越であると判決したが、この場合、その寄与は仲介業とは直接関係なく、しかもその法人は劇場建築によって価値の増す財産を所有していなかった。*Blumberg* は、この判例は、地域社会への寄与が法人の事業目的の促進につながる合理的寄与といえるかどうか、の一つのメルクマールとなるかもしれない、と述べている (*Blumberg, op. cit.*, p. 188)。
- 70) *In re Michigan Consol. Gas Co., SEC Public Utility Holding Company Act Release No. 16331* (March 31, 1969); *Blumberg, op. cit.*, pp. 186—188.

Ⅲ 法人による政治的寄与の法的地位

一般的に、制定法はさまざまな形態の法人の政治活動を禁止しているけれども、おびただしい範囲の許容された行為が依然として残っている。連邦レベルの取締に関する制定法は、若干の形態の法人による政治活動を禁止しているが、多くの領域を制限せずに残している¹⁾。州レベルの制定法はさまざまであり、法人の政治活動について規定している制定法のうちのほとんどすべてが立候補者または政党への政治的寄与 (political contribution) を非合法 (outlaw) としているが、多くの州の制定法は政治目的の支出一般について規定していない。デラウェア、カリフォルニア、イリノイ、ニュージャージーおよび他の数州は、一般的な法人の政治活動を禁止する制定法を有していない。ただし、イリノイ州がとくに保険会社による政治的寄与を禁止していることは注目に値する²⁾。また、ニュージャージー州は、保険会社だけでなく、銀行、鉄道会社、公益事業体およびある特定の種類の法人による政治的寄与を禁止している³⁾。一般的な禁止法がないということは、とくに法で禁止されている法人を除いて、概して、法人はそのような寄与をなす権限を付与されていることを暗示しているものと考えられる。

奇妙にも、かなりな程度の法人の政治的参加に比べて、法人の政治的消費 (political spending) の有効性という問題を含む訴訟はほとんど存在していなかった。ただ、許容されるべき法人の政治活動、ひいては法人の社会的参加の問題にわずかな光を投げかけている判決は、*McConnell v. Combination Mining & Milling Co.* [30 Mont. 239, 79 P. 194, modified on rehearing, 31 Mont. 563, 79 P. 248 (1905)] と *People ex rel. Perkins v. Moss* [187 N. Y. 410, 80 N. E. 383 (1907)] の二つがあるのみである。政治的目的のために資金を支出する法人権限を分析する者は、通例、公益的寄与の分野の類推に頼っており、適法でない場合は別として、概して、法人にとって「合理的に直接利益」が予期されうるときは、その政治的支出は法人の権限内に入ると結論づけている⁴⁾。しかしながら、その問題はただ単に制定法や基本定款のもとにおける法

人の政治的寄与の有効性の問題であるばかりでなく、公共政策 (public policy) の問題をともなっている可能性がある。Fletcher は、実務上からみると、政治的目的のためのいかなる法人支出も回避するようにすることが望ましいと主張している⁵⁾。それに対して、Blumberg は、法人の政治的寄与の行き過ぎを制限することは望ましいが、その制限が社会的領域における法人活動を無力にしておそれがあることは残念である⁶⁾、としている。

法人が政治の舞台で動く時、誰のために行動しているのであろうか。生産および雇傭について実証しうる利益が含まれている場合は別として、法人がその株主、従業員、債権者あるいは下請業者を代表しているとみることは困難である。というのも、これらの法人の支持層 (constituency) は、明白に、助言や相談を求められる存在ではないからである。実際、法人の政治活動は、従業員や下請業者の利益とは相容れず、また株主の利益にも関係がないことが多い。法人の政治活動の多くは、たいてい経営者の個人的な政治上の立場を反映しているようである。したがって、Blumberg も示唆しているように⁷⁾、それは「ペット・チャリティ」への非常に親密な寄与と共通点があるが、そのような寄与は法人活動としては不適當な目的であると考えられる。

1. 財務省規則による規制

1965年の財務省規則は、1963年1月1日以前に始まっている課税年度中は院外運動、立法の促進または挫折、あるいは、政治的キャンペーンという目的のための支出について、I. R. C. の sec. 162(a)の「経常・必要営業費」としての控除を容認しなかった⁸⁾。限定された控除可能性は、1962年12月31日以後に始まる課税年度の法人活動に対して許されている (Treas. Reg. § 1162-20 (b) (1) (ii) (1965))。財務省規則は、「禁止されているような政治活動を含まない経済的、財政的、社会的またはその他の一般的性質をもった主題についての見解を示す広告を含めて……、その支出が納税者にとって将来合理的に予期しうる取引 (patronage) に関係しているときは、大衆のためというよりはむしろ納税者の名を残すような慈善的または善意の広告のための支出」に対する控除可能性を認めている (Treas. Reg. § 1162-20 (b) (2) (1965))。

財務省規則にみられる「将来取引」への言及は、内国歳入局が「利益」の要件から脱却しきっていないということを示しているけれども、内国歳入局もしだいに、「合理的な直接利益」の明示を要求しない方向へ動きつつある。「慈善的または善意の広告のための支出」というような法人の政治活動に対する課税基準は、社会的領域における法人活動一般の基準としても通用するものであると思われる。ただ、税関係の問題は、法人の権限という視点からではなく、そのような政治的寄与に税控除を与えることが財政上許されるかどうかという視点から、あくまでも実務的な事柄として処理・決定されてしまう可能性がある⁹⁾。

2. 連邦の禁止制定法

法人の政治的贈与 (corporate political gift) を禁止する連邦立法のための議会において、ルーズベルト大統領は、政治的寄与のために株主の資金を利用することにより不安を抱いていた。1905年11月5日の連邦議会へ寄せられた彼のメッセージは次のように述べていた。「法人によるどのような政治委員 (political committee) または政治目的への寄与も、すべて、法によって禁止されるべきであり、取締役がそのような目的のために株主の金銭を使用することは許されるべきではない……」と。彼のこの懸念が1907年の最初の連邦立法の制定を導いたのである¹⁰⁾。法人の政治活動を一般的に規制する現在の連邦制定法は、**Corrupt Practices Act¹¹⁾** (以下 CPA と略称する) と **Hatch Act¹²⁾** (以下 HA と略称する) である。CPA は、あらゆる法人 (または労働組合) が大統領選挙または連邦議会議員の選挙に関係している「寄与または支出」をなすことを禁止している¹³⁾。それに対して、HA は、CPA よりも広範に、連邦だけでなく、州・地方のあらゆる選挙のための寄与を禁止している¹⁴⁾。このほかに、特別規定を設けているのは、規制対象となっている公益事業持株会社 (public utility holding company) —電気およびガス事業の持株会社—およびその子会社による政治的キャンペーンに関する寄与 (political campaign contribution) を禁止している **Public Utility Holding Company Act of 1935** の sec. 12 (h) である。

他の領域と同じように、法人の政治的寄与に関する CPA および HA のもとの訴訟は、1969年以前に報告された二つの判決があるだけで、長い間ほとんどの

存在しなかった。その二つの判例とは、United States v. Lewis Foods Co. [236 F. Supp. 849 (S. D. Cal. 1964), remanded, 381 U.S. 908 (1965), aff'd, 366 F. 2d 710 (9th Cir. 1966)] と United States v. United States Brewers' Ass'n [239 F. 163 (W. D. Pa. 1916)] である。しかし、最近では、主に西海岸地方の相当多数の法人が CAP の違反で罰金を科せられているようである。これら二つの判例は、いずれも法人法のもとにおける寄与の有効性という問題を考察していない。ただ、それらのうちの一つは、株主の立場に反する政治目的のために経営者が法人資金を使用できるか、という問題を論議していた。

United States v. Lewis Foods Co. において、特別区裁判所は、連邦および州議会の立候補者の選挙結果を公表する公告の発行のために法人資金を支出した法人に対する CPA に基づく起訴を却下した。特別区裁判所は、もっぱら労働組合関係の判例に基づいて、法人資金の使用につき株主の不同意(disapproval)がなかったので、当法人はその制定法に違反していないと判断していた。最高裁判所による差戻によって、第9巡回裁判区控訴裁判所は、法人資金の使用について株主の同意は無関係であると判断して、原判決を破棄した。当裁判所は、当該制定法は法人の影響力によって選挙が支配されるような政治的支出を一切禁止している、と述べている。

Blumberg は、これに関して次のように述べている。「法人の政治的寄与の有効性は、如上の制定法および Lewis Foods Co. 事件によって推定されるべきであると思われる。そのような支出が法人法の問題として有効でなかったとすると、当該問題に関する議会、ならびに特別区および巡回裁判所の沈黙に加えて、当該制定法における慎重に限定された規制は不可解なことになってしまう。そのような支出が一般的に有効であってはじめて、法人役員の『道徳上の権利』(“moral right”) に対する懸念や制定法上の制限政策が意味をもってくるのである」¹⁵⁾と。

法人の政治的寄与を禁止・制限する制定法が存在しているにもかかわらず、法人の政治活動は存続しているし、しかもおそらくは増大して行くことであろう。このような事情のもとでは、法人は社会的領域に加えて、政治的領域にお

いてますます効果的な役割を果たすであろうから、多くの訴訟の生起が予測されうるし、また、政治的分野における法人権限の行使についての公正な基準が求められている。

社会的、教育的または政治的な法人活動についての正確な情報を得ることは必ずしも容易ではない。General Electric Companyの政治上のプログラムについての叙述の中で、Lawrence I. Woodは、法人の政治活動の主要舞台はビジネスの風潮を改善することを意図した地域社会における活動であると主張している¹⁶⁾。すなわち、彼は、政治レベルで着手されるべき地域社会における法人の関心事の範囲・領域の中に、たとえば税金、学校、教会、図書館、交通および運送のような諸要因を含めている。だから、法人の政治活動は、政治的性質に加えて、社会的および教育的性質を帯びる可能性がある¹⁷⁾。このことは、逆にいえば、法人の社会的領域におけるさまざまな活動には、社会的、教育的要因のみならず、政治的要因もつきまとう場合が多いということを意味しており、政治的寄与にかぎらず、共同社会における法人活動の有効性を考える際には、これらの諸要因を十分に考慮しつつ¹⁸⁾、法人活動を動的なものとして総合的に把握した上で、判定を下さなければならないと考える。

注 1) Farr, "Political Contributions By Corporations In Federal Elections," *Bus. Lawyer*, vol. 19, 1964, p. 789; Garrett, "Corporate Contributions for Political Purposes," *Bus. Lawyer*, vol. 14, 1959, p. 365.

2) Ill. Ann. Stat. ch. 73, § 792 (Smith-Hurd 1965).

3) N. J. Rev. Stat. § 19: 32—34, 45 (1969).

4) Garrett, *op. cit.*, p. 366.

5) Blumberg, *op. cit.*, p. 189.

6) *Ibid.*, p. 189.

7) See *Ibid.*, p. 189.

8) これより少し古くなるが、財務省規則にかかわる政治的寄与に対する判決としては、*Cammarano v. United States* [358 U. S. 498 (1959)]がある。この判決は、財務省規則〔その当時の § 1. 162—15 (c)(1)〕の有効性を是認して、ワシントンやアーカンサスの有権者の意見に圧迫されて作成された「小売りアルコール法案」を、納税者たる法人のビール事業を妨げるものとして、廃案に導くことを意図した宣伝計画 (publicity program) のために支出された政治的寄与に対し

て、控除の可能性がないとした。

- 9) Blumberg, op. cit., pp. 189—190.
- 10) Act of Jan. 26, 1907, ch. 420, 34 Stat 864.
- 11) 18 U.S.C. § 610 (1964).
- 12) 18 U.S.C. § 611 (1964).
- 13) Farr, op. cit., p. 790.
- 14) Ibid., p. 792.
- 15) Blumberg, op. cit., pp. 191—192.
- 16) Wood, Corporate Political Activity, Bus. Lawyer, vol. 15, 1959, pp. 112, 115.
- 17) Blumberg, op. cit., pp. 190—192.
- 18) ちなみに、Eells は、法人と共同社会の関係を論じる中で、「会社とそれを取りまく環境 (environment) との間接的な一だが、時として有力な〔しばしば影響を及ぼす〕一関係は、教育的、専門的、科学的、博愛的、宗教的およびその他の共同体 (communities) を含んでいるかもしれない」として、共同社会における多様な会社活動の可能性を示唆している。さらに続けて、「しだいしだいに、それ〔会社と環境の関係〕は、そのような共同体との相互的な利益関係 (mutually beneficial relations) を創設するという会社の『公共関係』機能 (“public relations” function) の一部となっている」と述べ、会社と各種の共同体との相互利益関係を強調している (R. Eells, The Government of Corporations, 1966, p. 235).

Ⅳ 法人による社会的寄与の制定法上の取扱い

将来、立法機関がより一層リベラルな姿勢をとるであろうという Dodd の予言は、伝統的な博愛的寄与に関するかぎり実現されてきている。アメリカには 55 の裁判管轄区が存在するが、そのうちのアリゾナおよびアイダホ州を除く全州を含む 51 の裁判管轄区は、ビジネス・コーポレーションに特定の寄与をなす権限を与える何らかの形の権限付与法を制定してきている。加えて、連邦議会も同様に、National Banking Act¹⁾ によって組織化された銀行にそのような権限を与えている。

1. MBCA と各州の権限付与法

Model Business Corporation Act (以下 MBCA と略称する) の sec. 4 (m) ある

表 制定法上権限付与されている寄与目的

目 的 (Purpose)	裁判管轄区 (Jurisdiction) の数
政府機関への援助 (Aid of governmental authority)	2 (デラウェア, ロードアイランド)
芸術的 (Artistic)	2 (ミネソタ, ノースカロライナ)
慈善的 (Benevolent)	5 (カンサス, ミネソタ等)
公益的 (Charitable)	50 (アーカンサス, フロリダ等)
市民的 (Civic)	9 (ジョージア, ルイジアナ等)
地域共同体基金 (Community fund)	6 (ジョージア, マサチューセッツ等)
税控除されうると考えられる寄与 (Contributions believed tax-deductible)	1 (インディアナ)
文化的 (Cultural)	1 (ノースカロライナ)
教育的 (Educational)	49 (フロリダ, ニューヨーク等)
病院 (Hospital)	4 (ニューヨーク, ニュージャージー等)
文学的 (Literary)	7 (ミネソタ, バージニア等)
愛国的 (Patriotic)	3 (ニュージャージー, オクラホマ等)
博愛的 (Philanthropic)	4 (カンサス, ミネソタ等)
子供に対する虐待の防止 (Prevention of cruelty to children)	1 (ウェストバージニア)
子供または動物に対する虐待の防止 (Prevention of cruelty to children or animals)	3 (アーカンサス, ミネソタ等)
公共の福祉 (Public welfare)	39 (ミシガン, ネブラスカ等)
宗教的 (Religious)	19 (アイオワ, イリノイ等)
科学的 (Scientific)	48 (フロリダ, メリーランド等)
社会のおよび経済的向上 (Social and economic betterment)	2 (ネブラスカ, ニュージャージー)
退役軍人のリハビリテーション・サービス (Veteran' rehabilitation service)	2 (ミネソタ, ウェストバージニア)
福祉 (Welfare)	1 (サウスカロライナ)

Blumberg, op. cit., pp. 193—194 により作成。

いはその修正法は、最も普通のモデルを示してきている。現在の sec. 4 (m) は次のように規定している。

各々の法人は次の権限を与えられる—

(m) 公共の福祉のため、または、公益的、科学的もしくは教育的目的のために寄贈をなすこと²⁾ (To make donations for the public welfare or for charitable, scientific or educational purposes.)。

28州、プエルトリコおよびバージン諸島はこの sec. 4 (m)を模倣した制定法を制定してきている。イギリスの統治地域はこのアメリカのパターンに追随してきている。カナダは広範な権限付与法 (enabling statute) を制定しており、修正された Canadian Corporations Act の sec. 14(1)(g)は、「公益的もしくは慈善的目的、あるいは、あらゆる展覧会 (exhibition) またはあらゆる公共的、一般的もしくは有益な目的のために金銭を出資または保証する」補助的・付随的権限を法人に授与している³⁾。他方、オーストラリアは MBCA をほぼそのまま取り入れており、Australian Uniform Companies Act には「アメリカの Model Business Corporation Act のパターンに従って形成された」と述べられている。オーストラリアのニューサウスウェールズ (1961)、ビクトリア (1961) およびクィーンズランド (1961) の諸州で採用された当該法の sec. 19は、「会社の権限は次のものを含む——(a)愛国的 (patriotic) または公益的目的のために寄贈をなす権限」⁴⁾ と規定している。

アメリカにおけるこの問題にかかる制定法の内容は多種多様である。制定法上権限付与されている寄与目的は別表に示されている。別表に示されているように、制定法上の寄与目的には、たとえば「芸術的」「文化的」「病院」「文学的」「虐待の防止」「宗教的」「科学的」および「退役軍人のリハビリテーション」のようなおびただしい種類がある。さらに、法人の社会的責任という意識から生じ、しかも「公益的」「科学的」または「教育的」という伝統的分類に入る支出については、2・3の裁判管轄区を除いて、すべて制定法上明示的に権限付与されている。

しかしながら、社会問題の領域、さらには、地域社会の有力部門による活動が緊急に要求されている領域における法人活動の多くは、周知の分類に押し込むことはできない。それゆえ、「社会的領域におけるそれら既存の分類に入らない目的のための法人支出の有効性」に対する制定法上の回答は、①40の裁判管轄区における制定法で示されている「公共の福祉」(“public welfare”) および「福祉」(“welfare”) についての言及、②9の制定法で示されている「市民的」(“civic”) 目的についての言及、ならびに、③2の制定法で示されている「社会

的および経済的状态の向上」(“betterment of social and economic conditions”)についての言及、に基づいていなければならない。

これらの制定法上の術語は何を意味しているのであろうか。以下に示されている「公共の福祉」および「市民的事業」の解釈を含む最近の若干の判例を除いて、これらの制定法上の術語の解釈を含む判決は、あまり見当たらない。

まず、1969年のデラウェア州の *Kell v. Bell* [—Del. Ch. —, 254 A.2d 62 (Ch. 1969)] には、United States Steel Corporation (“U.S. Steel”) による税金に代わるペンシルバニア州アルジェニー郡という地域社会への年平均約500万ドルという支払が含まれていた。1957年には、U.S. Steel は、その機械および設備につき、アルジェニー郡の財産税評価額中の42パーセントを税金として支払っており、その地域社会はかなりの程度 U.S. Steel によって支払われる税金に依存していた。U.S. Steel は新たな設備投資を望んでいたけれども、その当時の税制によって妨げられていた。U.S. Steel や他の主要な産業会社が、それら既存の諸設備が課税帳簿に乗っているかぎり、あるいは、それらの既存の設備が同一機能を果たす別の設備に取り替えられるかぎり、既存の諸設備についての財産税の支払をし続けるという言質を与えたのに応じて、ペンシルバニア州の立法機関は、アルジェニー郡の新しい設備に対して財産税の課税をなす権限を廃止した。U.S. Steel は、郡に対して財産税の代わりに一定の支払をなすという拘束 (commitment) を拝受して、1958年から1968年まで税金の代わりに支払をなした。州当局によるそのような支払命令を支持して、U.S. Steel は、新しい制定法による拘束のもとでは、取り替え目的とは別の新しい機械や設備が免税となり、その結果、会社は1958—68年の間に7,200万ドルの税支出を免れたことを指摘した。

このことが株主によって異議を申し立てられた時、デラウェア州衡平法裁判所は、税金に代わるその支払はデラウェア州制定法中の「公共の福祉」に基づいた寄贈を構成し、そしてそれはニュージャージーの州法のもとでも同じであると判決した。裁判所は、*A. P. Smith Mfg. Co.* 事件の判決に基づいて、「しかし、これらの支払を『寄贈』と呼ぶことは、それらの支払が法人の気前のよい

贈り物 (corporate largess) と認められること、あるいは、それらが最も一般的な法人目的にのみ準拠して実行されているということまでは意味しない。それどころか、それらの支払は補助金 (subvention) の性質をもち、あるいは、税金の代わりに支払であった。つまり、それらは U. S. Steel の地域社会に対する責任および自らの私利の認識……でなされたものであった⁵⁾ と述べた。

また、前述のように、Theodora Holding Corp. v. Henderson [—Del. Ch.—, 257 A. 2d 398 (Ch. 1969)] は、閉鎖会社 (close corporation) によるその会社がスポンサーとなっている公益財団の支部への52万8千ドルの寄贈の有効性という問題を含んでいた。そして、その会社と財団は共同管理 (common control) されていた。デラウェア州衡平法裁判所は、MBCA に従って作成されたデラウェア州の制定法の唯一の基準は「明らかに公益的な贈与が額および目的において合理的になされたかどうか」であると結論を下した。その法人の純所得が1,900万ドルを超過した時に、年に52万8千ドルの寄贈がなされ、しかもそれは I. R. C. の5パーセントという制限内の適切なものであったので、裁判所は、それには「ペット・チャリティ」への贈与が含まれていたにもかかわらず、その贈与を是認した。

さらに、James McCord Co. v. Citizens' Hotel Co. [287 S. W. 906 (Tex. Civ. App. 1926)] は、この分野におけるアメリカ最初の制定法である1917年のテキサス州の制定法の中の「市民的事業」(“civic enterprises”) についての解釈を含んでいた。その制定法は、「地方、区域もしくは州全体の商業ないしは産業に関するクラブまたは社団、あるいは、その他の市民的事業または団体」(“local, district, or statewide commercial or industrial clubs or associations or other civic enterprises or organizations”) への法人寄贈に権限を付与していた⁶⁾。当該事件において、裁判所は、「市民的事業」には「公益」(“common good”) および「一般福祉」(“general welfare”) のためのプロジェクトが含まれると判決した。そして、裁判所は、フォートワースという地域社会に大へん必要とされている新しいホテルの建設を援助するために、他の774の公共心に富んだ個人および法人とともになされたフォートワースの食料品卸売商社 (wholesale

grocery firm) による出資を承認した。ただし、論争のなかった証言中には、ホテル建設の結果としてフォートワースへ誘引された寄贈者の顧客は一人も示されていない。

「市民的事業」として是認されるタイプの地域社会におけるプロジェクト (community projects) は、明らかに、「公益的」「科学的」または「教育的」目的についての制定法上の言及によっては包含されえないであろう。しかも、James McCord Co. 事件の判決が示唆しているように、「市民的事業」という用語は「一般福祉」と密接な関係があることは確かだけれども、「地方、区域もしくは州全体の商業ないしは産業に関するクラブまたは社団、あるいは、その他の市民的事業または団体」という制定法上の言及に現われている「市民的事業」が、包括的な用語たる「公共の福祉」よりも限定されたタイプの活動を意味していることは明白であろう。

それゆえ、制定法における「公共の福祉」への言及は、法人活動を一般共同社会における活動 (general community activity) に限定してしまうおそれがあるし、また議論の余地はあるけれども、地方分権的な活動 (decentralized efforts)、とりわけ、「市民的事業体」または「市民的と描写されうる特別な後援グループ (special sponsoring group)」による地方的なプロジェクトに対する支援を含む活動を排除してしまう可能性がある。他方、政府機関と民間機関の双方がともに積極的である領域、ならびに、活動の必要性に対する世論のコンセンサスが存在している領域における緊急の公共事業 (pressing public concern) のための支出は、「公共の福祉」のための支出であるといってもよいであろう。ちなみに、ミシガン州の制定法は、「公共の福祉」を他の周知の目的を包摂する包括的な用語として使用している。すなわち、その制定法は法人に「公共の福祉」のために寄与をなす権限を付与しており、しかも、その「公共の福祉」には、公益的、科学的、教育的および宗教的目的というような事柄も含まれるとしている⁷⁾。

このように、39の裁判管轄区における「公共の福祉」のための寄贈に対する権限付与は、社会的領域における法人の多数の公共的計画 (common program)

を支持する論拠を与えている。また、他方、9の州法において「市民的」への言及がなされているけれども、このうちの若干の活動は、「公共の福祉」に包含されることが事実上難しい特定のグループの活動に密接に関係している可能性がある。したがって、Blumbergも指摘しているように、社会的領域における法人支出について、MBCAおよび各州の制定法がその適用対象を「公益的」「科学的」または「教育的」、あるいは、「公共の福祉」というような伝統的目的のための寄贈に限定していることは、このような難点を避ける意味では、妥当な措置といえるかもしれない⁸⁾。

2. MBCA 修正の問題点

1969年のMBCAの改正によって、sec. 4は次のような権限を新たに付加した——

(n)取締役会が政府政策の手助けとみなすようなあらゆる適法な事業を行なうこと (To transact any lawful business which the board of directors shall find will be in aid of governmental policy.)。

American Bar Association Section on Corporation, Banking and Business Lawの会社法委員会の議長であったWillard P. Scottは、この追加の理由について、「さらに、今までとは異なっているが、同程度に重要な政府活動の領域は、貧困 (poverty)、疾病 (disease) および民事紛争 (civil strife) の除去を扱う主要な活動の中に見出される。さまざまなレベルにおけるビジネス団体による積極的参加は、政府によって求められているだけでなく、産業界の指導者達によっても“good business”であると判断されている」⁹⁾と叙述している。

コモン・ローによる支持に依拠しない制定法レベルでの「政府政策の手助けをする権限」の設定あるいは是認は、法人が社会的責任を果たしつつある多くの付加的領域における活動の有効性という問題を除去してしまった。しかしながら、sec. 4 (n)は、法人は政府が率先して活動を行なっている領域においてしか活動できないと解されるおそれがあるために、法人活動に新たな制限を加える結果をもたらしてしまっており、「政府政策の手助け」とはいえない社会的支出について重大な問題を引き起こしている。異なったグループによる別々の

アプローチがなされている多元的社会 (pluralistic society) にとって、「政府政策」への言及は、立法者の思惑とは違って、政府活動によって進められている諸計画に対する法人の建設的な援助活動を制限するという残念な帰結をもたらすおそれがある。

それでもなお、「政府政策の手助け」としての支出に対する制限なしに、「公共の福祉」のために寄贈をなす権限を付与している sec. 4 (m)に基づいて、「政府政策の手助け」とはいえない社会的領域における法人活動を正当化できるかもしれない。しかしながら、内容的に拡張された制定法による明示的典拠の欠如は、そのような解釈をより困難にしている。さらに、MBCA sec. 4 (m)において、一般的な用語たる「支出」よりもより限定的な術語たる「寄贈」が使用されている点は、社会的領域における法人支出を制限してしまうおそれがあるし、また、「公共の福祉」と「公益的、科学的もしくは教育的目的」との並置は、法人活動を伝統的な博愛活動に限定することを意図していると思われる可能性がある。

それゆえ、当初、当該委員会が MBCA の修正に当って、援助を期待していた「貧困、疾病および民事紛争」の分野に着手する私的活動についての言及を MBCA sec. 4 (n)において省略してしまったことは、その修正の意図に反して、「政府政策の手助けとしての活動」という制限のみが強調される悪循環を導き出している。確かに、その委員会は、法人の社会的責務という問題に関心をもって、また、政府政策と競合する「貧困、疾病および民事紛争」の分野における法人活動に制限を加えようとしていた。しかしながら、Blumberg も述べているように¹⁰⁾、法人活動が誤った方向へ行く可能性は、たとえば教育というような分野に比べて、そのような分野の方が多いたとは思えないし、しかもこのようなきわめて重大な領域における事業をそのような制限によって排除してしまうことは残念なことである。このように、MBCA の修正は、Blumberg のことばを借りるならば、「政府政策の手助け」とはいえない社会的領域における法人活動の有効性を強固にするどころか、逆に弱めることに貢献する¹¹⁾、結果となってしまっている。

3. 制定法上の措置についての若干の問題

ここでは、各州の制定法上の問題をみて行くことにする。

第一に、「社会的および経済的状态の向上」(“betterment of social and economic conditions”)に言及しているニュージャージーとネブラスカ州の関係法を考察しなければならない。

まず、ニュージャージー州の制定法は、ビジネス・コーポレーションに次のような権限を与えている。「法人の利益にかかわらず、社会的および経済的状态の向上につながる地域共同体基金、病院、〔または〕公益的、博愛的、教育的、科学的もしくは慈善的活動、あるいは、愛国的もしくは市民的活動に関係している施設ないしは団体の設立または維持に……助力すること。そして、取締役は自らの……決定に従って、合理的な額をそのような目的のために充当・消費ないしは寄与することができる」¹²⁾ (“irrespective of corporate benefit, to aid...in the creation or maintenance of institutions or organizations engaged in community fund, hospital, charitable, philanthropic, educational, scientific or benevolent activities or patriotic or civic activities conducive to the betterment of social and economic conditions, and the directors may appropriate, spend, or contribute for such purposes such reasonable sums as they may determine...”)と。

つぎに、ニュージャージー州の制定法を模倣したといわれているネブラスカ州の制定法は、ビジネス・コーポレーションに次のような権限を与えている。「宗教的、公益的、科学的または教育的目的のために寄贈をなすこと。すなわち、公共の福祉のために寄贈をなすこと、ならびに、法人が……活動している地域の社会的および経済的状态の保護と向上のための手段の創設および維持に、一般的に関係していることに出資をなすこと」¹³⁾ (“To make donations for religious, charitable, scientific or educational purposes; to make donations for the public welfare and to subscribe to and generally participate in the creation and maintenance of instrumentalities for the preservation and betterment of social and economic conditions in the territory in which it operates...”)と。

さらに、ロードアイランド州は如上の2州の制定法と類似の規定を有してい

たが、1970年の MBCA を基礎とした改正法の制定にともなって削除されてしまった¹⁴⁾。

これらの制定法は、非常に包括的な様式で基礎的な問題を扱っている。これらの制定法にみられる「社会的および経済的状态の向上につながる市民活動」についての言及は、外見上、「公共の福祉」に含まれるかは疑わしく、また「市民的」という用語に含まれるか全く不明確な「公益的」「科学的」または「教育的」という伝統的分類につめ込むことのできない法人の社会的責任に基づいた活動を包含している。それゆえ、単に「市民的」という言及にとどまらず、「社会的および経済的状态の向上」というように法人寄与の対象たる市民活動をある程度明確に規定したことは、社会的領域における法人活動の範囲を確定する上で適切な措置であったと考えられる。

第二に、これに関連して、「法人が活動している地域」という語句で、「社会的および経済的状态の保護と向上」を限定しているネブラスカ州の制定法は興味あるものである。この制定法のもとでは、たとえ法人支出が制定法上承認されている分類に入ったとしても、その法人支出が法人が活動していない地域に対してなされたときは、法人目的の実現に合理的な関係がないとされて、そのような法人寄与は制定法によって権限付与されない可能性がある。このように、ネブラスカ州の制定法は地理的な基準 (geographical test) を採用しているけれども、地理と法人目的の追求・実現との間には明らかに密接な関係がある。たとえば、ネブラスカ州においてのみ活動しているその州の法人によるネブラスカ州やその法人の活動と何らの関係もない遠方のチャリティ (distant charity) への寄贈は、このような制定法のもとでは正当化されにくい。したがって、法人寄与の受領者について地理的基準を適用しているネブラスカ州の制定法は、「法人利益の存在」という一般的原則よりも一段と限定的になっているといえよう。しかしながら、社会的領域における法人活動の主要舞台が地域共同社会であることを考えるならば、株主の資金による法人の雅量に対する外在的制約となる地理的基準の設定は、そう不合理ではないであろう¹⁵⁾。

第三に、ジョージア¹⁶⁾、マサチューセッツ¹⁷⁾、ニュージャージー¹⁸⁾およびニ

ニューヨーク¹⁹⁾の諸州の制定法は、列挙されている目的のために寄贈をなす法人権限を承認する文章の直前に、「法人の利益にかかわらず」という語句を挿入している。けれども、Blumberg が「そのような制定法を制定してきている51の裁判管轄区における制定法上の権限の承認が、法人の利益がともなう場合に限定されるならば、その制定法は実現性がほとんどなくなってしまふ。したがって、それら4州における『法人利益にかかわらず』という言及は、明らかに冗句 (redundancy)……であろう」²⁰⁾と言うように、法人の公益活動として権限付与されうる諸目的を列挙している制定法は、少くとも、伝統的な公益活動に該当するかぎり、すでにコモン・ローによって権限付与されているものを追認しているにすぎず、また、当然法人利益とは無関係にその寄贈の有効性を確認していると考えられるので、あえて、そのような自明のことを付加する必要はないであろう。ちなみに、前述の Canadian Corporations Act sec. 14 (1) (g)は、利益についてのどのような言及もなしに、広範に「公益的もしくは慈善的目的、または、あらゆる公共的、一般的もしくは有益な目的のための」出資および保証に権限を付与している。しかしながら、sec. 14 (1) (y)は、議案通過のための院外運動に関する支出 (lobbying expenditure) に権限を付与する際に、「直接または間接に会社に利益をもたらすことが予測されうるということ」を追加することによって、そのような助成金に制限を加えている。

第四に、6州は I. R. C. の規定から借用した制限を取り入れて、寄与を制限している。そこで、たとえば、インディアナ州の制定法は、取締役によって税控除可能であると合理的に考えられるような寄与に限定している。ところが、サウスカロライナ州の制定法は、「寄贈者に連邦所得税の控除……の資格が与えられるようなあらゆる公益的、科学的、教育的または福祉の目的」というように、寄贈をなす権限を制限している。

他の4州は、周知の目的のための寄贈に権限を付与しているけれども、法人の純所得および株主または私人の利益とは全く無関係の団体²¹⁾に受領者を限定している I. R. C. の sec. 501 (c)(3)に示されている制限に依存していた。

その4州とは、アーカンサス、ルイジアナ、ノースカロライナ、ウェストバー

ジニアの諸州である。ウェストバージニア州の制定法は、I. R. C., sec. 501(c)(3)に見られる「所得」(“earning”)の前の「純」(“net”)ということばを省略しているけれども、ほぼその規定を模倣している。ルイジアナおよびウェストバージニア州の制定法は、やはり、sec. 501(c)(3)から借用した上述とは別の制限、すなわち受領者の活動は立法に影響を与える宣伝またはそれ以外の方法での運動に全く関係してはならない、という制限を課している。

税法に関係した制限をともなっている裁判管轄区においては、社会的領域における活動はそれ以外の方法でも制約される可能性があるので、制定上の権限付与の意味を全く失わせてしまう結果となっている²²⁾。

州の制定法上の制限は、如上以外には、次のようなものがある。たとえば、ニュージャージー州は、受贈者が寄贈者の株式の10パーセントまたはそれ以上を所有していない場合に、と寄贈を限定している。また、インディアナ州は、「総所得」の中からの寄贈のみを許可しているし、メリーランド州は、「利益」からの寄贈だけ、テネシー州は、「運営費」に入れられるべき「利益剰余金」からの寄贈だけ、プエルトリコおよびバージン諸島は、「剰余金」または「準備金」からの寄贈だけ、をそれぞれ許可している。さらに、バーモント州は、株主によって承認された場合を除いて、州特権税 (state franchise tax) のために、純所得の5パーセントに寄贈を制限しているし、バージニア州は、税支払および寄贈前の純所得の5パーセントに法人寄贈を制限しており、プエルトリコは、資本金と剰余金の総額の3パーセントに寄贈を制限している。そして、メリーランド、マサチューセッツ、ニュージャージーおよびロードアイランド州は、やはり、「合理的な寄贈」(“reasonable donation”)という制限を取り入れている。これらが注目される制限である。

第五として、最後の問題は、列挙されている種類の寄贈に権限を付与している制定法は、推論上、制定法上の権利付与 (statutory grant) 内に入らない法人支出を無効にするのかどうか、ということである。特定の法人活動は、制定法によって支持されていると否とを問わず、何らかの法人の「利益」の存在が示されうる場合、あるいは、通常の寛大な基本定款の存在が仮定される場合なら

ば、制定法上に明示されていなくとも、確かに法人権限の有効な行使であるといえよう²³⁾。しかも、既述のように、裁判所は「利益」という要件を一種の擬制手段として用いるようになってきている。

さて、それでは、直接の利益を生じない法人活動とはどういうものなのであろうか。また、制定法は、単に列挙された法人活動を有効にすることのみを意図していて、それ以外のあらゆる活動が、たとえ合理的に法人の事業目的の実現に関係があったり、またコモン・ローによって支持されている建設的な社会行動であっても、「直接の利潤追求」という要因によって自動的に無効とされてしまうのを放置しておくことを意図しているのであろうか。

この点に関しては、制定法上の制限の実現が要求されるという解釈もありえようが、制定法は、広範な法人活動の有効性を確認することを意図しており、コモン・ロー上の原則によって有効とされている法人支出を無効にすることを意図しているのではない、という次善の解釈も成り立ちうる。つまるところ、この問題は、制定法上に列挙されている目的が制限的なものなのか、単なる例示的なものにすぎないのか、という点に帰着すると思われる。

要約するならば、多くの州において、社会的領域における法人活動のためのかなりの制定法上の支持が存在しており、しかも多くの州によって採用されている MBCA の sec. 4(n) のような支持は確かに増大するであろう。けれども、未解決の諸問題が、多数の管轄区において相当程度依然として残っている。したがって、法人の社会活動のためのコモン・ロー上の先例は、重大な意義を有し続けている²⁴⁾。

社会問題を扱う法人の権限に関する制定法による承認は、その法人の社会的寄与の目的が法人の事業目的の促進にある場合にとくに望まれる。また、以上のような制定法上の規定の不明瞭性によって派生してきた諸問題を解決するためには、制定法上の構成のより一層の修正がはかられてしかるべきである。

そこで、Blumberg は、MBCA およびその他の制定法の内容が次のように拡張されることを勧めている。――

(i) 「寄贈」の代わりに「支出」という用語を用いること。「支出」という制

限的な意味の少ない用語は、寄贈を包含し、かつ制定法のもとに入らない非博愛的目的 (non-philanthropic purposes) のための支払に対する制定法の適用を確実にする。

(ii) 制定法の適用範囲を有効に広げる「市民的」(“civic”) という用語を含めること。

(iii) 次のことについての言及を含めること。

法人が事業を行なっているか、あるいは、その法人の製品が売買されているあらゆる州またはその他の管轄区における社会的、経済的もしくは環境的状态の向上。

そして、Blumberg は、おそらく不必要かもしれないが、伝統的な「社会的」および「経済的」状態に加えて、「環境的」(“environmental”) への言及は、その点に関してくすぶっているいかなる疑念をも締め出すことになろう²⁵⁾、と述べている。

以上の Blumberg の提案を取り入れると、sec. 4 (m) は次のようになる。——
(m) To make [donations] expenditures for the public welfare or for charitable, scientific, [or] educational, or civic purposes, or for the betterment of social, economic, or environmental conditions in any state or other jurisdiction in which the corporation is conducting business or in which its products are sold (カッコ内は削除箇所、イタリック体は付加箇所を示す)。

Blumberg も指摘しているように、そのような規定の制定は、法人活動を政府政策を支援するような計画に限定している MBCA の sec. 4 (n) の制限を乗り越えて、事業目的の促進のために支出をなす法人の権限についての未解決の問題を除去するかもしれない²⁶⁾。

しかし、そのような広範な制定法が制定されたとしても、依然として、一つの問題が残る。それは、たとえ法人の権限が存在しえても、そのような法人の権限が常に法人の利益のためにのみ使用されるおそれがあるということである²⁷⁾。それゆえ、社会的領域における法人の活動(法人による広義の社会的寄与)

は、企業の事業目的の実現に合理的に関係し、しかも法人の社会的責任に基づく真に社会に寄与するような活動が望まれているといえよう。

注 1) 12 U.S.C. § 24 (1964).

2) ABA-ALI MBCA § 4 (m) (rev. 1969). 改正前の § 4 (m) は、「戦時において戦争活動を援助する寄贈をなす」権限を付与していたが、改正法はこれを削除した。

3) Can. Rev. Stat. c. 53, § 14 (1)(g) (1952).

4) No. 71 of 1961, New South Wales Companies Act, § 19; No. 6839 of 1961 Victoria Companies Act, § 19; No. 55 of 1961, Queensland Companies Act, § 19.

5) Kelly v. Bell, —Del. Ch.—, 254 A. 2d 62, 74 (Ch. 1969).

6) Tex. Rev. Civ. Stat. art. 1349 (Jenkins 1925) (Laws of 1917 at 25). ただし、その規定は、1955年には MBCA の規定と取り替えられてしまった (Ch. 64, [1955] Tex. Laws 239, now condifed as Tex. Bus. Corp. Act. art. 2.02 A (14) (1956)). なお、このほかに、ビジネス・コーポレーションに対する「禁止行為」(“Acts Prohibited”) が規定されているけれども、その但書には、「この条項の中には、純粋に宗教的、公益的または慈善的な活動……のために組織化され、またこのような寄与に1年間活発に従事している法人格のあるかもししくは非法人のあらゆる善意の社団に、法人が寄与を行なうことを禁ずる規定はどこにもない」と述べられている (Tex. Gen. Laws, 1917 ch. 15 p. 25).

7) Mich. Stat. Ann. § 21.10(k) (1963).

8) See Blumberg, op. cit., pp. 192—197.

9) Scott, Changes in the Model Business Corporation Act, Bus. Lawyer, vol. 24, 1968, p. 292.

10) See Blumberg, op. cit., pp. 197—198.

11) Ibid.. p. 198.

12) N. J. Rev. Stat. § 14 A: 3—4 (1) (1969).

13) Neb. Rev. Stat. § 21—2004 (Cum. Supp. 1967).

14) Compare R. I. Gen. Laws Ann. § 7—9—9 (1956), with Ch. 141, tit. 7—1, 1—4 (m), [1969] Rhode Island Acts and Resolves 505.

15) See Blumberg, op. cit., p. 198.

16) Ga. Code Ann. § 22—203 (13) (1956).

17) Mass. Gen. Laws Ann. ch. 156 B, § 9(k) (Supp. 1970).

18) N. J. Rev. Stat. § 14 A: 3—4 (1) (1969).

19) N. Y. Bus. Corp. Law § 202 (a)(12) (Mckinney 1963).

- 20) Blumberg. *op. cit.*, pp. 199—200.
- 21) 受領者たる公益団体は, I. R. C. 上免除団体として扱われ, 1969年改正税法はこれを公的チャリティ団体 (public charities) と私的財団 (private foundation) の二種類に分類している (海原・前掲論文46頁参照)。なお, 改正前の I. R. C., 1954, sec. 501 は, 免税団体を19のタイプに分類していた。(a)労働および農業団体 (labor and agricultural organization), (b)友愛相互扶助組合 (fraternal beneficial societies), (c)信用組合 (credit unions) および特定の相互積立基金団体 (certain mutual reserve fund organizations), (d)墓地法人 (cemetery corporation), (e)ビジネス同盟 (business leagues), 商業会議所 (chambers of commerce), 不動産会議所 (real-estate boards) および商工会議所 (boards of trade), (f)市民同盟 (civic leagues) および公益的または教育的目的をもった従業員の地域社団 (local associations of employees with charitable or educational purposes), (g)レクリエーションおよび娯楽のために組織化されたクラブ (clubs organized for recreation and pleasure), (h)地域的慈善生命保険組合 (local benevolent life-insurance associations) および共同の排水溝, 灌漑または電話会社 (mutual ditch irrigation or telephone companies), (i)総所得7万5千ドルまたはそれ以下の合同非生命保険会社 (mutual non-life insurance companies), (j)農業協同組合 (farmers' cooperatives), (k)農業協同組合のための作物処理団体 (crop-financing organizations), (l)他のあらゆる免税団体のために財産の権原を保有するように組織化された法人, (m)連邦議会によってとくに免除された合衆国の法人, (n)任意の従業員の相互扶助組合 (voluntary employees beneficiary associations), (o)地方の教師の退職基金組合 (local teachers' retirement fund associations), (p)宗教的または使徒的な組合 (religious or apostolic associations), (q)任意の連邦的な従業員の相互扶助組合 (voluntary federal employees' beneficiary associations), (r)公認の退役軍人団体 (accredited veterans organizations), (s)宗教的, 公益的, 科学的, 文学的または教育的団体 (E. S. Newman, *Law of Philanthropy*, 1955, pp. 49—50)。
- 22) Blumberg, *op. cit.*, p. 200.
- 23) *Ibid.*, p. 200.
- 24) *Ibid.*, p. 201.
- 25) *Ibid.*, p. 201.
- 26) *Ibid.*, p. 201.
- 27) *Ibid.*, pp. 198—201.

V む す び

まとめとしては、まず第一に、本文で考察してきた社会的寄与のうちで厳密にチャリティ法の領域に入る寄与はどれか、ということである。

商業的寄与、従業員関係の寄与および政治的寄与の中でも、とくに前二者の多くは、実質的に寄贈者たる法人自体の利益を目ざしてなされる寄与であるけれども、それでも外見上は、限定的・間接的とはいえ、一応、「博愛的」な目的をともなっている場合もあり、そのような場合は「博愛的寄与」と呼んでもよいかもしれない。しかしながら、通俗用語たる「博愛」概念の多様性・弾力性¹⁾とは対照的な、法律上の術語でもある「公益」概念の厳格性を顧慮するときは、広く社会的寄与といわれているもののうちでも、寄贈者の実質的な動機および目的が真に「公益的」であると判断されうる場合にのみ「公益的寄与」とされるべきであるし、そのような公益的寄与こそが本来チャリティ法の対象となる寄与であると思われる。

つぎに、法人による公益的寄与については、チャリティ法の視点からは純粋な動機に基づいた「公益的」な寄与が望ましいけれども、他方、そのような寄与が法人のためになるのかという法人法の視点も、公益的寄与の主体がビジネス・コーポレーションであるから、株主の利益等を考慮するときは、これを全く無視してしまうことは許されないであろう。したがって、少なくとも、営利法人を主体とする公益的寄与（チャリティ）の場合は、第二次的要請として、「法人の直接利益」ではなくして、法人の事業目的または事業実行に合理的に関係のある「合理的」な寄与であることが求められよう。つまり、私的主体のうちでもビジネス・コーポレーションによる法人寄与の場合には、その寄与の性質および目的として「公益性」に加えて、「合理性」が要求されることになる。

ところが、本文でも述べたように、近時のアメリカの判例においては、法人の社会的責任を承認する立場に基づいて、実質的には法人の事業目的とは無関係であるような寄与も、共同社会に対する公益的寄与であるならば、その寄与

目的には合理性があるとしているものもある。これは、アメリカの裁判所が法人法の視点を考慮して、形式上、擬制的手段として「事業目的と寄与の合理的関係」に言及しているにすぎず、実際上は、法人の事業目的とは直接に関係がなくても、法人の社会的機能という見地—共同社会に対する公益的寄与は法人の義務であり、しかもそれは究極的には法人の事業目的の実現に役立つものであるという考え方—からみて、「寄与目的の合理性」を満たしていれば、これを是認する方向にあるということを示している。すなわち、法人の公益的寄与の当否を判断する上の基準たるそれぞれ別の視点から派生してきた「公益性」と「合理性」という二つの指標は、「法人の社会的責任」の浸透を契機として有機的に連結されてしまい、「合理性」＝「公益性」という帰結が生じているということであり、この点はアメリカにおける法人による公益的寄与に関する判例理論の発展過程を動的に把握し、かつその将来を推測する上で、見過ごすことのできない一側面であると考えられる。

そこで、以上の三点を整理すると次のようになるであろう。公益的寄与に該当しない、直接には法人の利益を目的とし、外見上あるいは間接的に博愛を目的とした法人の社会的寄与（法人による狭義の社会的寄与）については、「博愛性」または「非営利性」と「合理性」を基準としてその有効性・正当性が判断されるべきであるが、これは直接には法人の利益を目的とした寄与であるので、この場合には「合理性」という法人法の視点が強調され、その結果、その寄与と法人の事業目的との間に直接かつ合理的な関係があるのかどうか、という本来の意味における「合理性」が要求されるということになっている。それに対して、真の公益的動機に基づく法人の公益的寄与については、その有効性・正当性の基準は、「公益性」と「合理性」の二つということになるが、前述のように、近時のアメリカの判例においては、「公益性」というチャリティ法の視点がより重視される傾向にあり、そこでは「公益性」という指標が、法人法の視点から派生してきた「合理性」という指標を凌駕し、かつ変質させてしまっていることがわかる。

制定法に反しない広い意味における法人の社会的寄与が法律上有効とされる

ことには異論はないけれども、法人の共同社会における責任²⁾を承認する立場からすれば、法人には真に公益的な寄与が求められており、その内容において、①法人自体の存続を危うくするもの、②株主の利益を著しく害するもの、あるいは③取締役個人の趣味による「ペット・チャリティ」への寄与等、の事由に該当しない質・量ともに適正な寄与であるかぎり、そのような志向性をともなった寄与が増大して行くことがとくにチャリティ法の見地からは望ましいと思われ、また共同社会における一般大衆・世論もそれを熱望・希求しているのではなかろうか³⁾。

さて、本稿は、チャリティ法の領域でも公益贈与という法技術にかかわる分野を考察の対象としてきたわけであるが、私的法主体による私的公益福祉事業を規制対象とし、「共同社会における公益福祉の実現」を原理とするチャリティ法という法領域の構想によれば、次のことが指摘されよう。すなわち、法技術的側面からチャリティ法をみると、贈与(公益贈与)、信託(公益信託)、法人(公益法人)の三分野がこの法領域にまたがっており、そして、それぞれが独自性を保ちながらも相互に競合しあって、錯綜した状態になっていることが分明する⁴⁾。しかも、そのうちでも公益信託は、実際の私的公益福祉の事業行為実行の法的媒体として使用されているだけでなく、英米においては、そのような事業体形成の法的手段(法人代用機能—法人格付与代用の機能—)としても利用されてきている(たとえば、信託形式をとるアメリカの博愛財団、公益目的の非法人社団のための信託)。そこで、公益信託法(Charitable Trusts Acts)をチャリティ法(Charities Act)に衣替えしたイギリスの立法例などがその方向を顕著に示しているけれども、単に立法政策の問題としてだけでなく、法的思惟のレベルの問題として、公益贈与法、公益信託法、公益法人法という大陸法的思考にありがちなセクショナリズムを見直して、これらの三つの法領域は、先に掲げられた原理のもとにチャリティ法として統一的にとらえられなければならないと考える⁵⁾。目的・機能を中心としてチャリティ法という新たな法的枠組みの中にそれらを包括させて、今までとは違った視点からチャリティに関するさまざまな法律上ならびに実際上の問題点(前記三つの法分野のミゾに秘んでいる未解決の

問題)を再考して行くことが、わが国の場合においても有益ではないかと考えている⁶⁾。

チャリティ法における直接の当事者(法主体)は、寄贈者と受贈者—公益贈与の場合—であるけれども、チャリティ法における一方の法主体たる寄贈者が法人(ビジネス・コーポレーション)である場合における法的諸問題を取り扱ったところの本稿を含め、一連の英米のチャリティに関する法的考察も如上において指摘した点を実証するための予備的作業にすぎない。

以上のような問題提起を本稿の最後に掲げて、締めくくりとし、その着手には今後を期したい。

- 注 1) 近年の博愛事業が伝統的分野から一步踏み出して、多様な対象をもつに至っていることを意味する(拙稿(紀要第10輯)243—244頁)。
- 2) 法人の社会的責任については、「米国における法人博愛事業(三)・(四)—英米チャリティ法研究(1)—」において論ずる予定である。
- 3) なお、charity(慈善, 慈善事業あるいは公益, 公益福祉事業)とphilanthropy(博愛, 博愛事業)との差異または相互関係を歴史的・社会学的見地からみると、次のように把握されるであろう。

古くは、古代ギリシア・ローマにおける宗教的慈善にさかのぼるcharity(慈善)は、元来、宗教的・倫理的な動機に基づく「慈悲」および「隣人愛」であったが、この中世的慈善(宗教的・倫理的慈善)から脱皮したところの「慈善事業」は、自由放任主義的貧民観に基づく歴史的概念として、主に、産業革命後に使用され、より高度な社会性と科学的組織性という特色をもち、近代社会事業の原点となっている。それに対して、philanthropy(博愛事業)は、イギリス市民革命後に発展した重商主義的貧民観に基づく利他的活動をさすけれども、組織的基金募集機構(たとえば、アメリカで発達した博愛財団)をもち、強者から弱者への援助を意味するブルジョア的性格をもつとされている(吉永, 今岡, 星野編『社会福祉概説』(有斐閣双書)9—10頁, 一番ヶ瀬, 真田編『社会福祉論〔新版〕』(有斐閣双書)13頁以下参照)。

如上の説明によれば、慈善事業よりも博愛事業の方が少し歴史的に先行する概念であるとされているけれども、一般に、前者の用語が含んでいる「施し」という意味を嫌う傾向から、後者の用語がより普及していったのであると思われる。その意味では、現代の博愛事業は、慈善事業の近代化・多様化したものであるとあってよいであろう。しかしながら、二つの概念は、いずれも市民革命と啓蒙思

想に由来する概念であって、ともにブルジョア的性格を有しており、そこに、それらの限界があるといえよう。

- 4) 信託と贈与は、英米法ではあまり明確に区別されていないようである。とくに、公益信託と公益贈与は、近時の英米法においては、チャリティとして包括的に把握されているので、一層その区別がつきにくい事情にあるようである。しかし、アメリカの場合、ニューヨーク州のように、早くから公益信託の有効性を認めて、制定法上に規定してきている州では、さまざまな困難をともないながらも、裁判所において、両者の区別をする努力がなされている (New York Jurisprudence vol. 7, pp. 499—501, 503)。
- 5) 英・米における公益信託の歴史的発展過程の概要については、拙稿「英・米公益信託史素描」(紀要第9輯) 333—343頁を、また、イギリスにおけるチャリティに関する法令の沿革の概要については、林寿二「Charities Act, 1960と若干の問題(一)」(国学院法学第12巻第3号) 2頁以下を参照されたい。

なお、公益法人制度と公益信託制度を総合的に規制する統一的な基本法の制定を示唆するものとしては、田中實・松本崇「公益信託について—財団法人との対比を中心に—」(信託法研究第1号) 76—77頁がある。

- 6) 比較法的見地からの具体的な指摘・検討は別稿に譲ることにするが、ここに思いついた一例をあげるならば、たとえば、わが国の場合、現在、公益信託はその目的に応じて主務官庁が異なっており、公益法人もその例外ではない。

そこで、イギリスのチャリティ・コミッション (Charity Commission) のような統一的な中央機関によって、私的主体によるチャリティを管理・監督に当たらせるならば、この分野の事業促進にとってより望ましい結果がもたらされるのではないだろうか (『公益信託制度研究資料』(公益法人協会) 82—83頁、中野正俊「英法における Cy-Près 原則について」(信託法研究第2号) 111頁参照)。

[追記] 国学院大学経済学部の渡辺康良助教授には、私にとって専門外の税務・会計用語についてご教示をいただいた。

ここに一言付して、厚くお礼申し上げる次第である。 <昭和55年4月25日脱稿>